

平成31年

第1回東栄町議会定例会 会議録

(第1日)

平成31年3月5日(火)

平成31年第1回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 平成31年3月5日(火) 開会 午前10時00分  
散会 午後 5時02分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (10名)

<u>1番 伊藤久代</u>	<u>2番 原田安生</u>
<u>3番 村本敏美</u>	<u>4番 森田昭夫</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 山本典式</u>
<u>7番 峯田明</u>	<u>8番 柴田吉夫</u>
<u>9番 伊藤紋次</u>	<u>10番 伊藤芳孝</u>

不応招議員 なし

出席議員

<u>1番 伊藤久代</u>	<u>2番 原田安生</u>
<u>3番 村本敏美</u>	<u>4番 森田昭夫</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 山本典式</u>
<u>7番 峯田明</u>	<u>8番 柴田吉夫</u>
<u>9番 伊藤紋次</u>	<u>10番 伊藤芳孝</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	総務課長	内藤敏行
税務会計課長	前知忠和	振興課長	伊藤明博
地域支援課長	加藤文一	病院事務長	伊藤知幸
住民福祉課長	原田英一	経済課長	金田新也
事業課長	伊藤久司	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸 書記 神谷純子

## 平成 31 年第 1 回東栄町議会定例会議事日程

### 開会宣言

### 出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 一般質問
- (1) 5 番、加藤 彰 男
- (2) 6 番、山本 典 式
- 日程第 5 町長提出議案大綱説明
- 日程第 6 教育方針説明
- 日程第 7 議案第 3 号 東栄町森づくり基金の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 東栄医療センター特別会計設置に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 号 東栄町保育所設置条例の全部改正について
- 日程第 10 議案第 6 号 東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 7 号 東栄町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 8 号 東栄町国民健康保険東栄病院施設整備費積立基金の設置管理処分に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 9 号 東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 10 号 東栄町医療・介護職等修学資金貸与条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 11 号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 12 号 東栄町看護師就職支度金貸与条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 13 号 東栄町立保育園外構工事請負契約の変更について
- 日程第 18 議案第 14 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第 19 議案第 15 号 新城北設楽交通災害共済組合規約の変更について
- 日程第 20 議案第 16 号 設楽町つぐ診療所で行う理学療法に関する事務の受託について
- 日程第 21 議案第 17 号 平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 22 議案第 18 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につ

いて

- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 31 年度東栄町一般会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 31 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 平成 31 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 平成 31 年度東栄町簡易水道特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 31 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 31 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 31 年度東栄医療センター特別会計予算について
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 平成 31 年度東栄町御殿財産区特別会計予算について
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 平成 31 年度東栄町本郷財産区特別会計予算について
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 平成 31 年度東栄町下川財産区特別会計予算について
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 平成 31 年度東栄町園財産区特別会計予算について
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 平成 31 年度東栄町三輪財産区特別会計予算について
- 日程第 4 0 議案第 3 6 号 平成 31 年度東栄町振草財産区特別会計予算について
- 日程第 4 1 議案第 3 7 号 東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出について

## 開 会

議長（伊藤芳孝君）

それでは開会します。ただ今の出席議員は 10 名でございます。欠席はありません。定足数に達していますので、ただ今から『平成 31 年第 1 回東栄町議会定例会』を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元にご配布を申し上げてありでございます。

## 会議録署名議員の指名

議長（伊藤芳孝君）

日程第 1、『会議録署名議員の指名』を行います。会議録署名議員は会議規則第 123 条の規定により、「5 番 加藤彰男君」、「9 番 伊藤紋次君」の 2 名を指名します。

## 会期の決定

議長（伊藤芳孝君）

日程第 2、『会期の決定』を議題といたします。お手元にご配布してあります「会期及び審議予定表」を議会事務局長に朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

事務局長（長谷川伸君）

それでは、「会期及び審議予定表」を朗読させていただきます。

会期及び審議予定表。平成 31 年第 1 回東栄町議会定例会。会期日程は 11 日間でございます。

3 月 5 日（火）午前 10 時、本会議、開会・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸報告・一般質問・町長提出議案大綱説明・教育方針説明・議案上程・委員会付託。3 月 6 日（水）休会。3 月 7 日（木）休会。3 月 8 日（金）午前 10 時、予算特別委員会、付託案件審査。3 月 9 日（土）休会。3 月 10 日（日）休会。3 月 11 日（月）午前 10 時、文教福祉委員会、付託案件審査。3 月 12 日（火）午前 10 時、総務経済委員会、付託案件審査。3 月 13 日（水）休会。3 月 14 日（木）休会。3 月 15 日（金）午前 10 時、本会議・委員長報告・質疑・討論・採決・閉会。

以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

お諮りいたします。ただいま、朗読のとおり本定例会の会期は、本日から 3 月 15 日までの 11 日間と致したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

## 議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月15日までの11日間と決定いたします。会期中の議会運営につきましては、よろしくご協力をお願い申し上げます。

---

## 諸報告

### 議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第3、『諸報告』を行います。議会運営関係につきまして、議会運営委員長から報告をお願いします。

（「議長、8番」の声あり）

はい、議会運営委員長。

### 議会運営委員長（柴田吉夫君）

議会運営委員長の報告をさせていただきます。

去る、2月13日（水）及び2月27日（水）の両日、当会議室において、議会運営委員会を開催いたしました。2月13日の出席者は、議長、委員全員と議会事務局長、執行部は総務課長。2月27日の出席者は、議長、委員全員と議会事務局長、執行部は副町長と総務課長でした。

平成31年第1回東栄町議会定例会の会期及び審議予定は、お手元に配布をしてあります「会期及び審議予定表」のとおりで、会期は本日から3月15日までの11日間でございます。付議事件につきましては、町長提出議案34件、議会提出議案1件でございます。初日議了を除く、各議案につきましては、特別委員会及び各常任委員会に審査を付託いたします。後ほど配布をいたします「議案付託表」のとおりでございますので、慎重審議をよろしくお願いをいたします。

次に一般質問でございますが、今回の質問者は2名でございますので、本日の本会議で行います。

続いて、陳情書等の関係ですが、お手元の方へお配りをいたしました「陳情・請願等一覧表」のとおり、陳情書3件、請願書1件、要望と決議について、個別に審査をいたしました。審査の結果、受理番号2番は、「総務経済委員会」、受理番号3番、5番は「文教福祉委員会」に付託し、他2件につきましては、いずれも「議長預かり」といたしました。なお、請願につきましては、「請願文書表」を「陳情・請願等一覧表」と一緒に添付してありますので、お目どおしをお願いいたします。内容等の閲覧を希望される方は、議会事務局へお申し出をいただきたいと思います。

最後になりますが、平成31年第1回東栄町議会定例会につきまして、会期中よろしくご協力のほどをお願いしますとともに、慎重審議をお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員長の報告を終わります。

### 議長（伊藤芳孝君）

次に、議会関係につきまして、議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

## 事務局長（長谷川伸君）

平成 31 年第 1 回東栄町議会定例会「諸般の報告」を、議長に代わりましてご報告いたします。

平成 30 年第 4 回定例会以降の行事等につきましては、お手元に「諸報告」として一覧表を配布させていただきましたので、お目どおしをお願いいたします。

次に、地方自治法第 235 条の 2 の規定による例月出納検査の結果につきましては、監査委員から 12 月 26 日に 11 月分、1 月 24 日に 12 月分、2 月 26 日に 1 月分の報告があり、いずれも「適正である」との検査結果でありました。詳細については事務局で報告書を保管していますので必要な方は閲覧をお願いいたします。

陳情書等の取り扱いにつきましては、先程の議会運営委員長の報告のとおりでございます。陳情書等の閲覧を希望される方は、議会事務局へお申し出ください。

以上で「諸般の報告」を終わります。

## 議長（伊藤芳孝君）

次に執行部から報告はございますか。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

## 町長（村上孝治君）

皆さんおはようございます。12 月議会定例会までは、行政報告を大綱説明の前に併せて報告をさせていただいておりましたが、議会からご指導を賜りましたので、諸報告の場で 12 月定例会以降の町政の取り組み状況につきまして、簡潔に主な取り組みをご報告させていただきたいと思っております。就任以来、議会定例会での報告後、町ホームページへの掲載、町民等にも配布をさせていただいてきましたので、今後も町民に対しての情報提供として引き続き続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、今年度も残すところ 1 カ月を切ってまいりました。12 月定例会以降の取り組みといたしましては、何をさておきましても三遠南信自動車道の開通ではないでしょうか。待ちわびていた佐久間道路、佐久間川合 I C から東栄 I C 間 6.9 km の開通式が 3 月 2 日土曜日に行われ、議員の皆さま方にもご参加をいただき、盛大に開催をさせていただきました。そして、その日の 16 時から一般通行ができるようになりました。今後も議長から冒頭ご挨拶がありましたように、東栄 I C から鳳来峡 I C 間の早期開通に向け、国・県とも協力し、さらに取り組みを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは 12 月下旬から 3 月上旬の主なものを報告させていただきたいと思っております。12 月の年末 27 日から 29 日にかけては、恒例となります東栄町消防団の年末夜警特別警戒が実施をされました。団員減少する中で町内の安全安心の確保に努めていただいております。一方、残念ですが 2 月に入り 17 日日曜日の午後、三輪市原地内において家屋火災が発生し、全焼という結果となってしまいました。全分団の出動となり、山林への延焼を防げたことに感謝を申し上げますところでございます。

そして 1 月に入りまして、13 日には東栄町成人式を、今年は東栄中学校から花祭会館に移し、新成人は 19 名でしたが、16 名が式典に参加をいただき、お祝いをさせていただきました。今後

もぜひこの町でご活躍をいただくようお願いを申し上げたところでございます。

1月25日には、設楽ダンプカー協会主催により、交通安全広報活動大会の取り組みがグリーンハウスで行われました。設楽警察署長、そして私も出席をさせていただきました。三遠南信自動車道や設楽ダムなどの工事をはじめとする関係車両が大変多く通行するために、地域住民の方に大変ご迷惑をおかけしておりますが、交通安全に対する不安を少しでも解消できるようにということで関係者による大会を開催させていただきました。そして1月31日には、三遠南信自動車道東栄ICにおいて交通事故防止活動出発式を行い、ダンプカーに横断幕を付けまして、交通ルール・交通マナー等遵守する活動をするパレードを、設楽署管内において行っていただいております。現在も安全運転に心がけていただいております。

次に、北設楽郡医療等協議会につきましては、1月30日に開催をさせていただきました。委員といたしましては、設楽町長、豊根は現在村長不在でございますので、副村長にその時は出席させていただきました。郡内の各診療所の先生方、郡医師会長、新城保健所長やアドバイザーとしては峰野県議、県医療支援室、新城市地域医療支援センター長、地域医療支援室長にご出席をいただき、東栄病院の今後の計画と医療センター、診療所化についての説明をし、ご了解をいただいたところでございます。また、東栄病院をはじめつく診療所、豊根診療所、富山診療所の平成30年の状況、更には平成31年度の診療体制等について、お互いに確認をしあい、4月からの準備を進めて行くことになっております。

1月29日から2月14日までの間でございますが、各地区8カ所で地区懇談会を開催させていただきました。各区長さん方をはじめ多くの皆さま方にご参加をいただき、医療センター等施設整備基本構想・基本計画につきまして、それから4月からの医療センターの運営についてと三輪市原地内の交通安全対策工事について、この3つを中心に報告をさせていただき、意見交換をさせていただいたところでございます。参加者は延べ全地区で175名でございます。概ねご理解をいただけたのではないかとこのように思っております。地区懇談会は夜の開催でありましたので、高齢者の方々はなかなか出席が叶いませんでした。2月1日から2月26日の間、各地区のおいでん家にお邪魔させていただきました。地区懇談会の内容も含めご説明をさせていただき、その場でも意見交換をさせていただいたところでございます。そして、また、それぞれのおいでん家の取り組みも拝見をさせていただいたところでございますので、各会場とも大変多くの皆様にご参加をいただき、ご理解をいただけるものと、本当に感謝を申し上げるところでございます。

それから今年の6月2日に皆様方もご承知のように、愛知県で開催されます第70回全国植樹祭のPRなどをするために、木製地球儀が愛知県内の市町村をリレーしまして、展示をするための引継式が2月18日に新城市から44市町村目として東栄町で受け継ぎをさせていただき、東栄温泉で21日まで展示をさせていただいたところでございます。22日には豊根村に引継ぎをさせていただき、名古屋市を皮切りに式典会場となる愛知県森林公園のある尾張旭市まで、県内全市町村において4月までリレー展示をされるところでございます。

次に新聞でも紹介をされましたが、移住ソムリエの認定式を2月19日に行わせていただきました。29の個人と団体の皆さんを移住ソムリエとして認定をさせていただいたところでございます。移住希望者への橋渡しの役割として期待をしているところでございまして、24年度からこれまで町の援助を受けて移住した人は148人72世帯でございます。公的援助を受けていない方を含めれば、更にこの数字を上回るものと思っております。

3月1日には田口高等学校の卒業式、3月2日は浜松湖北高等学校佐久間分校の卒業式に参列をさせていただきました。どちらも生徒数の減少が悩みであります。高校存続に向けてできる協力は今後もしてまいりたいと考えておるところでございます。

そして3月3日にあいにくの天気となりましたが、無事第5回東栄マラソンが開催できました。競技部門が395人、ファミリージョギング部門が106名のエントリーでございました。当日、雨で棄権をされた方もおられたかもしれませんが、遠くからは栃木県、東海エリアでは愛知はもとより岐阜、三重、年齢は1歳から78歳までという幅広い方々にご参加をいただいたところでございます。また、この大会奥三河マラソンシーズンの最終戦も兼ねております大会でありましたが、雨の中でのスタートとなりましたが、心配をいたしましたケガ等も無く無事に終了でき、嬉しく思っておるところでございます。大会運営にご協力いただきました体育協会の皆様方に、心より感謝を申し上げます。

最後に3月4日東栄中学校卒業式には、議員皆様にご出席をいただき、16名の卒業生を送り出すことができました。この場をお借りしてお礼を申し上げ、12月議会定例会以降の行政報告とさせていただきます。なお、まだ3月中には消防団観閲式、和太鼓「絆」、小学校卒業式、各保育園の最後の卒園式などがございます。また、新年度4月に入っても新保育園の開所式・入園式が8日に予定をさせていただいております。また、小中学校の入学式もございますので、お忙しいとは存じますが、ご出席をいただきますようお願いを申し上げ、長くなりましたがこれで報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（伊藤芳孝君）**

その他、執行部から何かございませんか。よろしいですか。

はい、以上で、諸報告を終わります。

---

#### 一般質問

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第4、『一般質問』を行います。今回通告のありましたのは、お手元にご配布してあります「一般質問要旨一覧」の2名でございます。質問は、答弁を含めて50分以内で行います。発言台において、おおむね15分以内で質問を行い、残り時間は自席で再質問ができ、その回数は制限なしと致します。

---

#### 5番 加藤彰男 議員

**議長（伊藤芳孝君）**

それでは、5番 加藤彰男君の質問を許します。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番 加藤彰男君。

**5番（加藤彰男君）**

議長の許可のもと、一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

はじめに今回の地元粟代の行方不明者の方の検索には、町はじめ町民の皆さんにご協力をいただき、心より感謝申し上げます。引き続き、情報提供などご協力頂きますようお願い申し上げます。

続いて、「役場の労働環境・条件はどう改善されたか。職員の働きがいと元気が「住民サービス」を高める」について質問いたします。2017年9月、さらに2018年3月の定例会の一般質問で、東栄町役場の「働き方改革」「長時間労働」などについて町の姿勢を問い、その改善を求めてきました。その基本は「全ての役場職員が生き生きと働き、仕事の効率や積極性を高めること」こそ、地方公務員法で定めるところの“すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない”旨を裏付けるものだからです。まさに「行政における住民サービス向上」そのものと言えます。

これまでの質疑を通して、「タイムカードによる時間外勤務を含む労働時間の管理」「業務や事業の見直しによる職員の適切な配置と過重労働の軽減」「労働条件などの改善のために外部サポートも含めたプロジェクト設置」などを提起してきました。約1年半の経過のなかで、具体的な取り組みがどのように進んできたのか、また役場職員の労働環境・条件がどのように改善されたのか、以下の点を含め回答を求めます。

1番目です。「タイムカード」による時間管理と適切な残業手当（時間外勤務手当）の対応がなされていますか。

2番目です。これまでの一般質問でも指摘しましたが「慢性的な長時間労働」「個々の職員への職務分掌の偏在」などは、業務の組織的な再編、事業・政策の再評価、事業計画などの中間の見直しが必要です。また個々の職員の職務への志向性や適正を充分把握した組織機構の考え方が大切です。町の行政組織として組織論は、どのように検討をしてきましたか。

3番目です。今、官民を問わず職場環境全体を向上させ「優秀な人材の確保」や「社員・従業員・職員の定着」などに努力をしています。「休憩室の確保」「休憩時間の保障」またそれに連動した「適切なシフト」などの検討は必須です。町としての現状及び検討はどうなっていますか。

4番目です。新年度の新保育園の開園・スタートでは長時間の保育サービスを行うために、「早出」「遅番」などのシフト体制が検討されています。労働基準法に定められた「労働時間」「休憩時間」の規定に沿って、適正に運用される必要があります。保護者の期待に応えるためにも、実際の保育現場を具体的にシミュレーションする必要があると考えますが、どのように検討していますか。

以上で発言台での質問を終わり、残り時間、自席にて再質問をさせていただきます。

#### 議長（伊藤芳孝君）

5番 加藤彰男君の質問が終わりました。質問に対する執行部の回答を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

#### 総務課長（内藤敏行君）

失礼します。加藤議員からの質問について回答させていただきます。最初の「タイムカード」による時間管理と適切な残業時間（時間外勤務手当）の対応がなされているかの質問の回答でご

ございますが、時間管理につきましては、全職員毎日登庁時と退庁時にはタイムカードに打刻しております。時間管理は正確なものと思っております。時間外手当の支給につきましては、職員が各課長に時間外労働をすることを申告して、承認を得て、同時に時間外勤務命令簿に記載し、これを各課長が総務課長に提出することとなっております。タイムカードにつきましては、私が最終的に申告のあった時間外勤務の労働時間とタイムカードにつきましては、私が最終的に申告あった時間外勤務の労働時間とタイムカードを確認して、適切に時間外手当を支給しております。

2番目の質問でございますが、先にも指摘したが、「慢性的な長時間労働」「個々の職員への職務分掌の偏在」などは、業務の組織的な再編、事業・政策の再評価、事業計画などの中間見直しが必要である。また個々の職員の職務への志向性や適正を充分把握した組織機構の考え方が大切である。組織論として、どのような検討をしてきたかの回答でございます。全職員必要な時には時間外労働を行います。各課でできるだけ業務量が偏らないよう、業務の分散等の協力等の体制で対応しております。また、3年間同一の業務を行った職員につきましては、人事異動の自己申告書により他の課への異動の希望を提出しております。これを考慮し人事異動を行っています。この他、業務の組織的な事務分掌の再編及び個々の職員の職務への志向性、適正についての調査は、外部サポート、プロジェクト等検討し、労働環境・労働条件の改善に努めたいと思います。

続きまして3番目の質問でございますが、今、官民間問わず職員環境全体を向上させて「優秀な人材の確保」「社員・従業員・職員の定着」などに努力している。「休憩室の確保」「休憩時間の保障」またそれに連動した「適切なシフト」などの検討は必要である。町としての現状及び検討はどうなっているのかの回答でございます。役場本庁舎・分庁舎におきましては、特別に休憩室はございません。各自自分の机あるいは、使用していない会議室等で休憩をしています。休憩につきましてはしっかりとれていると思われま。休憩時間の保障につきましては、役場全体で休憩時間の確保を目的としたシフト体制を設けたことはございませんが、指定された部屋で、昼休み等交代制で休息をとっている課もございます。今後昼休みなど一定の時間に、複数ある会議室を会議で使用していない時に休憩室として指定することや、各課それぞれ業務内容と事情が異なるため大変難しい面もございますが、個々の休憩時間を確保するための勤務シフトを検討してまいりたいと思います。また、今後新庁舎の建設の際には、休憩室を確保すること予定でございます。

4番目の質問でございますが、新年度の新保育園の開園・スタートでは長時間の保育サービスを行うにあたり、「早出」「遅番」などのシフト体制が検討されている。労働基準法に定められた「労働時間」「休息時間」の規定に沿って、適切に運用される必要がある。保護者の期待に応えるためにも、実際の保育現場を具体的にシュミレーションした検討は必要ではないかの回答でございます。新年度の保育園の勤務体制につきましては、関係法令等を遵守するとともに、現場職員と相談、検討し決めていきますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

#### 議長（伊藤芳孝君）

執行部の回答が終わりました。ただ今の回答に対しまして、再質問はございますか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

#### 5番（加藤彰男君）

今、課長から説明がありました。全体を通してまず前提としてお伝えしたいんですけども、現状に問題がある、課題があるっていうことは、執行部の方も認識してみえると思います。その際、この現状というのは、やはり東栄町の過去から積み重ねてきた中で、例えば職員構成だったり、それから例えば全体を考えると財政問題もあるわけですから財政の部分含めて、いろんな形が来た中で今の現状に至っているということだと思えるんですね。そういう点では、今の村上町長のもとで起こっているという部分もあるんですが、しかし同時に原因とか要因については、過去の部分も見なくちゃいけないという点があると思います。

それからもう1点は、一般的に言うならばこれは民間でもそうですけども、こういう労働に関わる、働く環境に関わることというのは、いわゆる総務系が対処して改善をしていくとか、仕組みを作っていくというふうになりやすい、なる場合が多いですけども、現状は今東栄町の総務課自身も大変過重になっていて、各課に職務分掌として分かれている以外のものを総務課が受けながら、また災害を含めていろんな非常の部分も含めて総務課が担っている。その点で総務課自身もこの現在の矛盾の中の1つの大きな象徴としたところに来ているという点があると思います。その2点を前提にしながら質問をしたいと思います。

最初にタイムカードの事がありました。課長からタイムカードをちゃんと出勤と退勤のところで管理しているというふうなことでしたけれども、以前タイムカードをせっかく設置しているのならば、ここで残業の部分、時間外の部分はちゃんと時間で出るんですね。出ているわけですからこれを使ってもっと系統的にやった方がいいんじゃないかということ要望しました、提案しました。その点はそういう方向含めて、今後タイムカードを時間管理、時間外勤務の管理も含めて積極的に活用するとそういうふうな姿勢ということによろしいんですか。

（「議長、総務課長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、総務課長。

**総務課長（内藤敏行君）**

現在、本町におきましても本庁舎に1台、分庁舎に1台、タイムカードがございます。機能といたしましては、1カ月の労働時間も出ます。時間外もその時間を打刻できる機能は持っておりますが、今議員さんの言われたとおり、私の知る限り過去から今までそのような機能を使ったことはないように思います。総務省が出しました「労働時間適正な把握のためのガイドライン」を読ませていただきますと、客観的にこのような機械を使いまして明確化するというのが出ておりますので、今後その機能・機械の更新を含めて、その時間外の明確化を機械に行わせる、このようなことを考えたいと思っています。以上です。

（「議長、5番」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、5番。

**5番（加藤彰男君）**

自治体からすれば、東栄町役場でタイムカードが設置されたというのはある意味早い方だった

と思うんですね、実際は。しかしそれが、システムがあるのにそれをしっかり活用するところまで行ってなかったということになると思うんです。今課長が言われたように、厚生労働省の方では「労働時間を適正な把握をするために司法者が講ずべき処置に対するガイドライン」、これ以前も出しましたが、このガイドラインでタイムカードとかICカード、パソコンの使用時間でちゃんと管理しなくちゃいけないというふうに言っているわけですね。ですから、現状のタイムカード自身は更新時期も来ていると思います。一方、新しい保育園のこの4月開園の中で、保育園自身も例えば保護者の皆さんの受入などいろいろ含めた時に、ちゃんと時間を管理していく仕組み自身は求められている。実際都市部では、そういう仕組みを使いながら、タブレットを使いながらそういう管理をしていくと同時に、その職場で働いている職員の時間管理をしていくということも流れています。そういうことをきっかけにして、この東栄町でも今のタイムカード、昔から使っているあのタイムカードだけではなくて、新しい仕組みを導入して行って、新保育園の新園と併せて全体の時間管理を更に総システム化する。今、今日的な新しいシステムにしていくということも検討が必要かと思しますので、ぜひそれは財政が厳しい中であっても職員の皆さんの労働管理をすると、適正にするという点でやってほしいというふうに思います。

それと休憩室、3番目に飛びますけども、休憩室と休憩時間のところで、現状は休憩室がなくて自分の席や空いているところということで、今後については新庁舎建設を展望しながらしっかりやっていきたいというふうになっています。新しい保育園では、当然ですけど休憩室も確保して、そこで働くにおいて充分休める場所をしっかり作っている。それは当然の基準だというふうに思います。現状は、この古い庁舎の中でどうしていくのかというふうなことです。これは改めて言うまでもなく、町民の皆さんから、昼休みに電気を消して、暗い職場の事務机で職員の方が弁当を食べている。昼間の時間に普通に働いていれば、お昼の時間に役場でのいろんな手続きをしたいという人もみえるわけですけども、昼の時間に来庁する町民の皆さんから見ても、ちゃんとシフトを組んで弁当を食べながら休憩なのか、でも誰か見ればそれに対応しなくちゃいけないと、そういうことではなくて、しっかり落ち着いて休みをとりながら、窓口対応とか住民の皆さんへの対応については、その昼間の当番の方、シフトしてる職員がしっかり対応すると。こういうメリハリが必要かと思うんですね。ですからシフトを組んでいくということ、それは必ずしもシフトを絶対組まなくちゃいけないかというのは各課によって多少違いがある。でもやっぱり住民の皆さんから電話が来たりすることもあるわけですから、全体としてシフトを組む。そして同時に先ほどありましたように、空いてる会議室の活用も含めてですけども、もう少しそれを具体的に進めて行って、とにかく勤務の時間から離れて自由時間として労働基準法に定められる休憩という形をしっかり取っていくという努力をする必要があると思うんですけど、更にその検討を進めていただくことは可能ですか。

（「議長、総務課長」の声あり）

#### 議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

#### 総務課長（内藤敏行君）

お昼休みの1時間につきましては、仕事に拘束されない時間でございますので、現状、外出したり自由な過ごし方をしている職員がほとんどではございますが、今議員の言われました通り、

やはり自分の席でお弁当を食べているというのがほとんどの職員でございます。適切なシフトの関連でございますが、なかなか大変課によってシフトを組みやすい課、そうでない課というのが出てくると思いますので、まずシフトの組みやすい課につきましては、適切なシフトを検討してまいりまして、行々には役場全体にこういったシフトができればと思っております。以上です。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

ぜひ物理的条件、つまりこの建物とか部屋の構成等考えたとき大変だと思います。実際、近隣のところでも設楽町役場さんや豊根村役場さんを見た時に、いろいろ会議室もある。そうすると活用する条件がある。東栄町の場合は本当に各課もいろんな会議をする時に、場所をとるのも大変だという現状があるわけですね。ですからこういうふうな会議室も含めてなんですけども、いろんな形で職員の皆さんが「休憩」という時間を確保できるというふうに検討していただきたいと思います。

以前、東京都のある地方公共団体のトップの職員の方に話を聞く機会がありました。その方が今の人材が不足していると、東栄町役場も人材確保が大変だと思う。そういう中で、もう自治体や地方公共団体においても本当に労働条件・労働環境を良くしないと、もう集まらないんだということで、その新しい中にちゃんとフリーのスペースをとって自由に休めるというふうなところを確保する。その中においては、例えば着替えの部屋を設けるとか、そういう風なある意味民間企業に負けないレベルでやっていかないと地方自治体、地方公共団体については人材が集まらないだということを言ってみえました。新たな新庁舎ができるということは、1つのきっかけだと思いますが、それまでも職員の皆さんは、東栄町役場に就職されて、まだこの時間を過ごしていくわけですから、その中で最善の努力をしていただきたいというふうに思います。

最後の4番目のところに飛びますけども、保育園のところ当然新しい保育園ですから、構造的な部分やいろいろな部分は、国を含めた保育施設・福祉施設の基準に沿ってやってみえるというふうに思います。ただ一方で、その運営するもう一方のところで言えばその保育、新しい保育の中心を担う保育士の皆さん。当然保護者がみえ、お子さんがみえるというのはあるわけですけど、保育士の皆さんが、どういうふうに勤務改良をとっていくのか。従来なく東栄町は、朝7時から夜7時までの長時間保育の体制をとっています。これは都市部の長時間保育をとっている園とある面では並ぶくらいの対応をしようという、子育て支援だと思います。しかし、それはスムーズにやっていくことがものすごく子どもにとっては当然ですし、保護者の皆さんにとっても安心を保障できると、確保できるというふうに思います。当然今の運営の中では、基準をクリアして考えていると思いますが、ある程度の余裕とかイレギュラーな部分、何か起こった時に対応できるということも考えなくちゃいけません。そういう点では、担当課の方ではそういうことを含めてどのような検討をされたか、簡単にちょっといただければ、説明があればお願いいたします。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

#### 住民福祉課長（原田英一君）

はい、お答えをさせていただきます。新保育園につきましては特に体制の話だというふうに思っていますので、若干説明をさせていただきたいと思えます。まず、新保育園の保育士の体制でございしますが、常勤 10 名で対応を考えております。今おっしゃいましたように、朝 7 時から最長夜 7 時までの保育ができる受け皿をつくりたいということで、体制を整える目安は立っております。それから職員の勤務時間でございしますが、通常は当然 8 時 30 分から 5 時 15 分ということになるわけですが、それ以外に早番が 2 パターンで 7 時から 15 時 45 分、8 時から 4 時 45 分、それから遅番が 9 時 15 分から 6 時まで、それから 10 時 15 分から 19 時まで、午後 7 時までというような 5 つのパターンを 10 名がローテーションで組むようなことを考えております。プラス土曜日についても現在半日の保育でございしますが、8 時 30 分から 4 時 30 分の保育を毎週行うということも合わせて考えております。土曜につきましては、総出としましては 2 名がその 8 時 30 分から 4 時 30 分に出るということとございします。従いまして、その 2 名については翌週なり回復措置としまして、代休を取ることにになりますので、例えば月曜日 1 名少ないということは 9 名体制になります。火曜日もう 1 名の方がとれば 9 名ということになります。従いまして常時は 9 名と 10 名の時があるということとございします。それにプラス当然いろんな事情等で有給休暇等取得も考えられますので、そういったことも含めて考えておりまして、例えばでございしますが、現在休憩時間として 1 時間は町の規定で取ることが出来るわけですが、現実には食事をする時間も子どもを見ながら時分も食事をするというような状況でございしますので、それも休憩時間に含めて 1 時間というような形になっておりますが、今後は実際にはそれを含めまして 1 時間明示できてとれる時間を作りたい。例えば 9 名の時ですと、4 名が休憩に一斉に入りますが 5 名は残れる。10 名いれば 6 名ということになります。その後も休憩は随時 2 人ずつとるとというようなシフトも考えておりまして、そういった中で今まで以上に充分休憩時間等もはっきりとれるような形も考えております。そういった中で保育をしていきたいというふうに考えておりますので、現場の職員とも充分お話をさせていただきました。そして組めておりますので、安心していただければと思えます。以上です。

（「議長、5 番」の声あり）

#### 議長（伊藤芳孝君）

はい、5 番。

#### 5 番（加藤彰男君）

今課長から説明ありました、基本的に基準に沿って体制を組んでいるということですけど、これは当然検討されたうえでということですけども、1 つは受け入れの朝 7 時、それから夜一番最後のお子さんが帰られるという時に、一般的に園ではやはり、この受け入れの準備の期間が必要なんだということで 15 分くらいを見ているんですね。それから、最後お子さんを保護者の方がお迎えに来て、最後って時も片づけ等安全確認等するときにもさらに 15 分くらい見ているということですから、7 時と 19 時で区切る中に、働く場、要するに保育士としてはその前後を見なくてはいけないということが 1 つあると思えます。これは当然施設管理も含めて更にいろんな子

どもが帰った後も含めた時をフォローしていくためにも、そういうことは必要だと思います。ですから7時なり 19 時で前後の部分はどうプラス見るのかということです。それともう1つは、保育施設の基準として受け入れについては最低2名というふうになっていますね。そのうちの1名は有資格者というふうになるわけですね。保育士または都市部だと保育園に看護師がいる場合がありますから、看護師という有資格者1名含めた2名というふうになっています。ただ一方で、乳児3名につき保育士、従事者が1名必要だというふうになっています。例えば、朝の段階で乳児が4名になったらどうなのかということと、例えば1・2歳6名について保育従事者1名となっていますよね。こういうような具体的な受け入れの段階で、年齢構成が変わっていくことによって単に2名だけでできるのかどうか。常にその2名については有資格者でなくてはならないということについて、少し現状の中で4月スタートした中でどう対応するかも考えなくちゃいけないんじゃないかというふうに思います。

実際都市部の長時間保育をやっている園では、いろんな部分の対応ができるように、例えば職員の方が病気でお休みになったということもあるかもしれません。それから家族の関係とかいろんなことで休みがあった場合ということが必ず1年間の中で起こってくる可能性が高いわけですし、もう起こっているわけですね。そういう時にフリーの主任を1名置きながら、なおかつフリーの臨時職員を1名置く。2名を確保しながら、保育士を置く中で2名が出勤できなくても、充分体制が取れる。なおかつその時に、通常で運営している時は、このフリーの人が保育園のいろんな全般の事をサポートするというのもできるし、主任は園長の仕事を支えながら実務ができるというふうな余裕を持っている。保育士の確保が難しい中にも、少しこういう実際の運用の中でどういう体制が必要なのかということも、4月以降の中でぜひ現場、まさしく保育園の方と話し合っていたいただきたいと思いますが、いかかでしょうか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

#### 議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

#### 住民福祉課長（原田英一君）

いろいろな想定は、当然して、今言われたことも含めて当然検討してまいりました。例えばでございますが、7時から19時ということで出勤7時ということでございますが、現実問題として7時ギリギリに来るとするのは、現実的な問題として私どももそうですが、5分前10分前には出勤して仕事の準備をして、8時30分からは仕事に入れるというのが常識的な勤務だと思っておりますので、その準備の状況によってかなり負担があるということであれば、それはまた出勤時間として見直しをする可能性もございますが、はじめは今言ったような形で進めたいと思っております。

また、0歳児の話でございますが、保育の最低基準から言いますと3名が1人という最低基準がございますが、2名の保育士が常時少なくともいます、7時から19時の間。ですから、保育士2名いれば0歳が6人7人8人見れん状況となれば、またその対応は考えなければなりません、そこまでは恐らくないであろうという中で体制を考えておりますので、有資格者2名保育士がいるということをご承知をお願いしたいと思います。それからフリーの保育士も1名つくる予定でございます。この保育園の想定でございますが、人数がまだはっきりしませんので、最低基

準によります保育士の必要数は6名から7名になるというふうに考えておりますので、当然その中でフリーもできますし、クラス別、年齢別にしても6クラスでございます。そうしますと、6人が担任を持って、副担任も手厚くつけれるところもございますし、フリーの保育士を1名つけれるということも想定しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

いずれにしてもいろんな検討をされているわけですが、実際運用されたときのそこで起こっているいろんな事態に対しても、さらに具体的に対応することが必要かと思っておりますので、新園開園後、例えば中間的というよりは前半の部分で早めに、どういうことが具体的に保育園の中で対応が必要なのかということをご検討されながら、この保育体制についても十分な対策をとって対応していただきたいというふうに思います。

それから2番目のところで、いわゆる組織論としてどうなのかということをお聞きしました。最終的に外部サポートを含めて活用というようなこともありますし、それぞれの異動も含めて、それから職員の一人ひとりの志向性、何を仕事として求めているか、やっていきたいかという部分、それから何に適正しているかということも含めてやっていくという話でした。前回2017年と2018年にそれぞれ質問した時に、前提部分として当然行政の自治体の人事権を含めて、それから組織についてはいわゆる首長である町長が議会の中でそれをどこまで議論とするのかという部分も少しその線もあるかと思っております。ただ一方で現状としては先ほど言いましたように、職員の皆さんが本当に生き生きして働く。それ自身がこの3,200人余りの東栄町住民の皆さんにとって大きな貢献になっていくんだというならば、この二元代表制の中でこの場で議論していくこと、また、それは共有していくことが大事だというふうに思います。今まで論議の中で改めて全体を捉えた時に、ある意味では単的に分かりやすい内容の資料がありました。総務省の自治行政局が出している研究会の報告書です。地方公共団体の職場における能率向上に関する研究会の報告書というのが出ています。これは平成24年ですから少し前ということですが、引き続き総務省としてはこれをあげてみます。同時に総務省は、現在は地方公共団体における行政改革の取り組み事例を、こういうことをベースにしながら個々の自治体の実践として参考として広げているというふうなことになります。ただ東栄町の場合は、2000年の地方分権という大きな変革の中に充分乗り切れて来なかったという面があると思うんですね。それが今この組織や課題が充分効率化しないとか、住民の皆さんの要望に答えきれないというところにぶつかっているのではないかと思います。この報告書を改めて確認しながら、私たちは議会としてもこの問題をよく理解していきたいと思っておりますし、そういう形で質問させていただきます。この報告書の中では、こういうふうに言っております。1990年の後半から20年間というふうに報告書は24年ですから、そういう言い方をしていますが、この最近の20年間という表現ですが、「地方分権改革」と「平成の合併」と「地方の行政改革」、この3つが中心だったというふうに述べています。その2000年の地方分権改革の中でこういう表現をしています。「国による技術的な助言や補助金行政は、引き続き地方自治体の意思決定に大きな影響を与えている。しかし、地方自治体が国の指導どおりに

活動しなければならなかった時代から、国は助言を求めつつも、自ら考え行動し、最終的な責任を負わなければならない時代へと大きく展開したことは確かである。地方自治体の職場では、少々多い残業量でも文句を言わずに言われたとおりに、指定された期限内に仕事を正確に終える。年度末の無理な国の要求にも淡々と答えることができる職員が優秀とみなされた時代から、自分の仕事に対して将来負担も含めて、説明責任を果たし、自分で考え決断できる。そして国を説得し住民の理解を得て、議会の議決をもって施策を打ち出せる職員が重要される、重宝される時代になったのである」と述べている。さらに、「改革をとおして地方自治体は地域の実情を踏まえ、自らの創意工夫で仕事を行うことができる政策的な裁量を拡大した。このことは同時に、地方自治体がなぜその政策をとるのかとらないのかを、国の法令や制約を理由とすることはなく、自らの判断に基づくものとして説明する責任を負うことになったことを意味する。地方分権改革の進展によって、地方自治体は政策上の説明責任を広く負うことになったのである」というふうに、まず定義づけています。

さらに平成合併については、東栄町は合併を経験していません。この平成合併が始まった平成11年の時には、3,232の自治体があったんですけども、最終的にこの平成の合併の大きな流れが終わった時の平成22年には1,727、現在は1,718まで減少しているというふうになりました。

この3つ目にあげている行政改革の部分ではこう述べています。行政改革については、「この20年間は地方自治体にとって地方分権改革の時代であると同時に、行革の時代でもあった」と。同時に「今日に至るまで、地方自治体は厳しい歳出削減を余儀なくされている。ここで主に削減の対象となったのは、普通建設事業費と職員人件費であった」と、こう述べています。まさしく公共事業をやろうと思ってもお金がない。それから職員のコストも下げなくちゃいけない。こういう流れが来たわけです。さらに「平成17年通知では、5年間を集中取組の期間として、集中改革プランを作成し、全地方自治体に要請して数値目標を定め、定員削減に取り組むよう求めた。これは従前の地方行革の通念を大きく変えるものであった。集中改革プランに基づく取り組みは、5年間で地方自治体全体の定員について、マイナス7.5%の純減を達成するなど当初の予想を超える成果を上げたが、その影響もまた大きかった。特に地方自治体全体として純減目標を達成するために、国の配置基準のある警察・教育等以外の部門、すなわち一般行政部門において大幅な削減が行われたことは、地方自治体の職場のあり方に大きな影響を与えた」。これは東栄町もそうです。全国にあったということですね。このように「地方分権」、「平成の合併」東栄町は経験していませんが「平成の合併」、「地方行政改革」、それからICTということで「情報通信技術」、パソコンをみんな持ってやっていくんだというふうなことがあったわけですね。こういうことが地方自治体と地方公務員のあり方を大きく変えて、人事給与・人材育成などに変化を求めてきたんだというふうなことです。報告書では「地方行革が続くなか、多様化・高度化していく仕事をこなすために、一人ひとりの職員のモチベーションを高め、またその能力を育成する必要性が高まった」。実はこの時に、東栄町は人材育成方針が出来ていなかったんですね、実際。まさにここにあったんですね。人材育成をしていくという取り組みをしなくちゃいけなかった。この研究会の中ではさらにリアルにこういうことを言っています。研究会の問題認識はこうなんだということですね。「地方自治体の職場の風景は大きく変貌した。20年前の職場をやや戯画的に記述すると、次のとおりとなる。地方自治体の部・課は国の各省の組織に対応してタテ割りに編成され、そこに課長、課長補佐、係長、主任、主事といったライン職がピラミッド型に配置される。職場で働く者の多くは常勤職員であり、みな顔なじみである。課の業務は大方が課内で完結している。

若手職員が作成した手書きの決裁書を年の近い先輩が赤ペンでチェックして、あれこれ指示している。仕事の進め方は国からの通達と国の職員が執筆した解説書に網羅されている。毎年のベースアップがあり、役職も年齢とともに上がってきているので、評価や給与に強い不満はない」となった、以前は。じゃあ何が変わったのかこの報告書の次に言っています。現在の職場はどうかというのと「地方自治体の部・課は、相変わらず各省庁のタテ割りの組織に基本的に編成されている。課長の下に、担当課長、副課長、課長代理、課長補佐等が複雑に配置される一方、事務をこなす係員はかつての半分以下の数にとどまり、業務ごとに異なる上司の指示を受けている。同じ職場の中で再任用職員、非常勤職員など多様な任用形態の職員、さらに請負業務を担う民間企業の従業員と一緒に仕事をしている。」これは大きな市の場合だと思います。「課で所管する文化ホールは指定管理者が管理しており、そのモニタリングや事業者との連絡調整が相当の仕事量を占める。電子決裁が導入されてから、決裁に上司の手が入ることが稀になった。毎日のように残業をせざるを得ない職員と、ほぼ定時に帰宅する職員と混在しているが、同じように給与水準は引き下がられて、同じように昇任のスピードは遅い。」というふうなことで、大きく変わってきたというふうなことを言っています。1つこのあたりの認識というのは、本当にどこの自治体も共通して持っていると思うんですね。ただそれに他の自治体は変わっていかうとしたということだと思いませんか。この中で言っていることは、一律とするも両角はだめなんだというふうなことを言っています。いくつかのことがあるんですけど、まずここまでの認識で聞かれてどう思うか。私はものすごくこの報告書はこの部分の経過を客観的に書いているし、本質をついているなと思います。総務省の内容、研究会の報告です。ここまででどうですか。簡単に一言いただければと思うんですけど。

（「議長、総務課長」の声あり）

#### 議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

#### 総務課長（内藤敏行君）

今議員言われましたとおり、私も地方公共団体の職場における能率向上に関する研究会の報告を拝見させていただきました。これによりますと、いろんな今の時代に沿った、例えばペーパーレス化ですとかいろんなやっつけていかなければならないことが載っております。本町におきましては、このようなことをまず一度もやったことがないものですから、これを参考に今後検討していきたいと思っております。以上です。

（「議長、5番」の声あり）

#### 議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

#### 5番（加藤彰男君）

長くなりましたけども、その中でここで求めている研究会の求める姿は、行政運営のスタイルを変えなくちゃいけないんだというふうに言っています。その中でやはり民間のように「理念」や「ビジョン」を出して行くというふうなことを述べながら、1つは「明確なビジョンに基づく

行政経営」、それから「成果指向」、成果をちゃんと客観的に分析してやっていく行政なんだと。それから効率を良くしていくというようなことが必要なんだと3つ述べています。もう時間もあれですけど、そういう流れの中で、この事を言っています。私は、これはものすごく大事なことだというふうに思います。このような働き方を可能にする。要するにどこへ行かなくちゃいけないというのは、皆さん共通していると思います。この総務省のものに書いてあるだけじゃなくて、こうしなくちゃいけないことは多分イメージとしては共通しています。このような働き方を可能にするためには、人事管理や職員配置の制度的見直しが不可欠なんだと。地方自治体の職場における業務と人員の配分は、漸減主義的、順番に減らしていくというふうに見直されることが多い。このため、これまでの慣性が強く働き、これまでどおりの流れが強く働いて、必ずしも現況の業務量や職責に適切な組織体制や職員配置になっていないことが多い。一方で無制限・無定量などどこまでが仕事か分からない、終わるまでという無制限・無定量に頼る職場が存在し、一方で陣容に見合った職務・職責が存在しない職場も存在するという実態がある。つまり何が職務なのか何が責任なのか分からない職場が存在するという実態がある。このような組織や人事運営の実態から脱却することが、新たな働き方への移行に向けた最大の支援の一つであると単的に述べているわけですね。この間、質問してきたことがここです。これを今、東栄町はやらなくてははいけない。これは行政だけでやってください、やってなかったからやってくださいじゃなくて、もう議会も含めてこの現状の中でどういう東栄町の行政を作っていくのか。まさしく住民の皆さんに本当に貢献できる。この地域の福祉を増進させていくというような行政スタイルをつくっていくというために、今この時があるのだと思います。このことは先に送れないと思います。また来年に向けて大きく変えていくということを、ぜひ共有化したいと思います。先ほど言いましたように、今総務省の方では行政変革の事例を全国の自治体に伝えている段階になっていますが、私たちが改めてこの報告書をもっともっといっぱい書いてあります。職員の皆様も読まれれば、我が思いというか経験したことの思いが、どうしてここに書かれているんだと思うくらいの内容が書いてあります。ぜひこれを使って東栄町の行政を良くしていく、住民の皆さんのために良くしていくというふうにしていただきたいと思うんですけど、この報告書を共有化していただくのはどうなんでしょうか。いかかですか。

（「議長、総務課長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、総務課長。

**総務課長（内藤敏行君）**

委員言われましたとおり報告書につきましては、まずこちらで見させていただきまして、各課に配信させていただきたいと思います。あとこれにつきましては、検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

（「議長、5番」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、5番。

## 5 番（加藤彰男君）

本当に実践されるのは、まさしく執行部側となりますし、それを応援するのが議会側ということですし、同時に町民の皆さんに対して説明責任を果たしていくのは、私達もともに果たしていかななくてはならないというふうに思います。ですからぜひ、この取り組みをまさしく組織をさらにアップしていく。その中においては住民の皆さんへの行政サービスを向上させる、福祉を増進させるとともに、職員の皆さんの働き方、働きがい・やりがいを高めていくという両面がありますので、ぜひこれを進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

## 議長（伊藤芳孝君）

以上で、5 番 加藤彰男君の質問を終わります。

---

## 6 番 山本 典式

---

## 議長（伊藤芳孝君）

次に山本典式君の質問を許します。

## 6 番（山本典式君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1 番目としまして、医療センター等開所についてということで、医療センター等の開所が1 年先送りになったことの経過説明を各関係協議会などで行ったと思うが、どのような意見があったか伺いたい。

2 点目として、第1 期4 年間ににおける町政に対する実績について。過日、次期町長選に立候補予定者の記者会見が行われ、現町長の出馬表明並びに町政への取り組みと決意が発表されました。新聞記事には公約に対する自己評価が90 点と記載されておりました。この点について、もう少し具体的に伺いたいと思います。よろしく願いします。

## 議長（伊藤芳孝君）

6 番 山本典式君の質問が終わりました。質問に対する執行部の回答を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

## 町長（村上孝治君）

それでは山本議員の質問に対しての回答をさせていただきます。

まず任期中、最後の議会となるこの3 月議会定例会において、このような質問をしていただきまして、回答をさせていただける機会をもらい大変ありがたく心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、昨年9 月議会定例会と12 月議会定例会において、2 名の議員の方から質問をされた折に、次期町長選挙への出馬の意向をお伝えしたところでございます。その後、後援会ははじめ多

くの皆様や各種団体の方々とも相談をさせていただきながら準備を進めてまいりました。そして、先の2月12日に正式に再出馬を目指して出馬を表明させていただいたところでございます。

この1期目は従来からの課題の積み残しへの対応に大きく力を割かざるを得ない状況でございました。前任から引き継がれました、数々の懸案事項、下田火災の処理に関する経費、旧明石の土地取得に係る建物撤去、寄付のカメラ・レンズ及び写真パネル、健康の館の集客については、想像もしていなかったことも含め、全てを議会そして町民の皆様へ情報公開をさせていただき、議会においてもご理解をいただき、この4年間のうちに解決することができたところでございます。

そして、特に町の最上位計画であります、今後10年間の指針となります「第6次東栄町総合計画」、そして「総合戦略・人口ビジョン」を町民の皆様にご参加をいただきながら、平成27年度に策定をさせていただいたところでございます。また、「町民の声を町政へ」として多くの意見をお寄せいただきました。さらには町長室開放も開催し、多くの方々にお越しをいただき、さらには各種団体の皆様方にも町長室にお出かけをいただきまして、意見交換をさせていただいたところでございます。区長さん方にも大変ご協力いただきました。年2回の地区懇談会もお願いをし、主要施策についての考え方を説明し、その場でご意見等をいただいております。

さらには、高齢者の拠り所として開設しました12か所の「おいでん家」にもお邪魔をさせていただき、膝を突き合わせての懇談をさせていただいたところでございます。

こうした取り組みを進めていくための仕組みとして「東栄町まちづくり基本条例」を制定することとし、約2年半かけまして町民21名、職員14名により31回にわたる会議等を重ねて作り上げ、平成30年4月から施行させていただいております。

そして我々を含む北設楽郡3町村の設楽、豊根を含めた郡の体制も大変いい状況にきております。さらには新城市を含む奥三河地域もそれぞれの場でいろいろな意見交換をさせていただいております。しっかりと今後も連携をとらせていただきたいと思いますというふうに思っております。

私が目指してきました、町民の皆様、さらには各種団体、事業所の皆様との協働の取り組みが、動き始めてきたというふうにも実感をしておるところでございます。そして、生活に、直轄した子育て・教育・福祉・医療をはじめ、消防防災対策や道路整備などを進めることができました。具体的な事業はここでは申し上げませんが、お約束した取り組みにつきましては、概ね進めることができましたものというふうに考えております。人口の減少は、まだ続きますが、平成24年からの定住施策等での移住も先ほど冒頭、行政報告の中でお話をさせていただきましたが、移住者も年々着実に増えてまいりました。まちの活性化などの動きも出てまいりました。

次期においては「人と人のつながりを重視したまちづくり」を重要な柱として、住民参加による町の持つ経営資源の裏付けに基づき、次の世代につながるまちづくりを目指してまいりたいと思っております。そして、目指すまちづくりは始まったばかりであります。計画から実行・実現へ、将来への責任を念頭に自らが先頭に立って、新しい元号となる時代を町民の皆様と共に、第2段階のまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。自己評価でございますので、先ほど90点という状況は、皆様がどう判断されるかは分かりませんが、こういった状況の中で1期目の取り組みを進めさせていただきました。今後とも次期に向かってそれぞれ皆さんの立場で、ご支援、ご指導を賜りたいと思っております。以上で回答とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（伊藤芳孝君）**

次に住民福祉課長の回答を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

**住民福祉課長（原田英一君）**

それでは私の方からは、医療センター等開所についてということで回答をさせていただきます。1月30日に行いました北設楽郡医療等に関する協議会で、医療センター等の開所が1年延びること。また、この4月から東栄医療センターという有床診療所とすること。無床化の方向に変わりが無いことなど説明をさせていただきました。設楽町・豊根村からは、「入院機能がある方が望ましいが、医療を維持することの大変さを考えると、東栄町の判断を尊重したい」との趣旨の発言をいただきました。また、郡医師会長からは「北設にベッドが無くなることとなると、入院は新城市民病院になる。有床診療所で何とかできないか」との意見もいただきました。また、保健所・県からは、「病床がなくなることは残念だが町の計画を尊重したい。救急医療を含め今後の医療について、連絡を取り合い支援していきたい」旨のお話をいただきました。いただきました意見の概要につきましては、以上のとおりとなりますが、それぞれの機関の皆様には東栄町医療センター等施設整備基本構想・基本計画について、概ねご理解をいただいているものと思っております。

**議長（伊藤芳孝君）**

執行部の回答が終わりました。ただいまの回答に対しまして、再質問はございますか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

**6番（山本典式君）**

ありがとうございました。1番目につきましては、これで終わりじゃない。これから本格的な事業に入って行くということで聞いておきますけど、ありがとうございました。

2番目の件ですが、町長も細かい点にまで触れて報告いただきまして、ありがとうございました。特にその中で私がお願いしたいのが、移住者が増えてきているという実績の報告があったわけですが、ぜひこの移住者の方には定住していただけるような努力をしていただきたい。これはもちろん議会もそうですけど、お願いしたいということと、結論的に言えばこれで続投ということになれば、第2弾のまちづくりを考えておるようでございますので、そういったものもまた機会がありましたら、具体的をお願いしたいということを思っております。

私、4年前町長が公約を掲げたのは戻ってみると6項目くらい挙げたんじゃないかなということ、私は認識しておるわけですが、私は公約というものは住民との信頼関係のうえに成り立つものというような理解をしておるわけでございます。先達ても町長触れましたけども、新聞記事となっていた公約に対しての自己評価が90点という高い点数をつけられたもんですから、その点数から言えば申し分ないわけですが、それでもいくつかは理解されていない、私もそうですけども理解していない点と、それから住民の人も理解していないんじゃないかなというよ

うな思われる事業もあるわけでございます。私なりの判断でそのいくつか取り上げて、これを町長の方としてもこれを機会と捉えて、ぜひ納得のいく答弁をお願いできたらありがたいということでおりますので、具体的に質問に入っていきますけども、単的に質問します。

まず、6項目の中で一番関心の高いものが、やはり保育園に子どもたちがいる保護者の方が、特にその中で公約である認定こども園の設置、保育料無料化の検討。こういうものを掲げられたわけですけども、公約に。これをやめてなぜ保育園建設を優先したのかお伺いしたいと思います。

(「議長、町長」の声あり)

**議長 (伊藤芳孝君)**

はい、町長。

**町長 (村上孝治君)**

これをやめたという理由がちょっと分かりませんが、まず認定こども園につきましては、以前もこの新保育園を建設する段階の子ども・子育て会議の中で、説明をさせていただいております。これは町の中で認定こども園も含め協議をさせていただき、東栄町においての認定こども園は適さないということで保育園を決めさせていただいたというふうに思っております。それから保育園の建設にあたりましては、以前これも議会の中でお話をさせていただいたと思いますが、新しいものを建てるということが目的ではございません。当然施設も古くなってまいりました。そういった中で保育士の働き方の問題もございまして、0歳児からいわゆるお預かりするという状況の中での検討をさせていただき、これも子ども・子育て会議、そして保護者のアンケート等々進めてまいりました。その中でやはり保育サービスの充実、これは先ほど住民福祉課長がお話したとおり、いわゆる延長・早朝保育を含めたお預かり、それから土曜保育・休日保育の状況です。こういったことを含めながら検討をし、ここに至ったというふうに私は思っておりますし、これが次の31年度から本当に実現できた。それから保育士の確保ですね。なかなか2園の中の運営の中では、保育士の確保が非常に難しい。私が任期始まってから保育士募集をしてまいりましたが、なかなか保育士が確保できなかった。途中でやめられた職員もおりますが、そういった状況の中でありましたので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

それから無償化につきましては、これは国の制度で議員ご承知のように10月からは既に無償化になるという状況で、31年度がスタートするというふうにお伺いしておりますので、これも含めて子ども・子育て会議の中で議論をさせていただきました。そういった状況でございましたので、当分はそういった状況の中で半年間は保育料をいただくというような状況です。現在、東栄町は私の前の段階でございましたが、保育料は北設楽郡の中では1番低額でございます。これは郡の中の状況を見ていただければ分かりますが、そういった状況でございますので、決してこれをやめて新しい保育園を建設というようなことは、ちょっといささか違うんじゃないかなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(「議長、6番」の声あり)

**議長 (伊藤芳孝君)**

はい、6番。

## 6 番（山本典式君）

私やめてと言ったのは、細かく記憶にないんですけども、何月だったか。私、無料化について一般質問した時に町長は、認定こども園もそうですけども、検討するという回答を確か課長から話があった。それでそれに添えて町長の方から、検討するという事は後ろ向きに検討するわけがないから、前向きに検討していきたいということと言われたと思うんですけども、それ以後報告がなくて、実は今の保育園の建設も私からすると村上町長らしからぬ議会への提案があった。説明と同時に予算的なものも一緒に出したと確かそういう記憶があった。ですから、なぜそれほど急いで建設をやらなければならないのかと、そういう私は思いをしておったものですから、それを含めて無償化はやめたのかなというような思いで、私は今質問をしているんですけども、そういう経緯があります。

それともう1つ質問するんですけども、いわゆる町長が当選したときに、箱物の行政に対してはこういうことを言っておるんですよ。これは福祉タウン構想が当時あったものですから、それに対してではありますけども、箱物全体を考えるとこういうふうに言っている。税込3億円の町で許されるものではない。建設費に加えて膨大な維持費も毎年必要になる。総体的に箱物行政というのはこういうふうになるから、今の税込3億円では苦しいよと、厳しくなるよということで、できるだけそういったものは私の解釈でいくと、あるものをできるだけ利活用していくんだという私は思いで、こういう公約というか方向付けをしたんじゃないかなということを思っております。この点今どういうお考えですかね。

（「議長、町長」の声あり）

## 議長（伊藤芳孝君）

はい、町長。

## 町長（村上孝治君）

当然利活用の問題、古い公共施設の問題は公共施設管理計画の中にもありましたように、今後必要か必要でないか、再利用できるかということ個別に検討させていただき状況だというふうに思っております。箱物行政は全てダメだというふうには言ったつもりはないと思いますが、そうご理解をいただいておりますようでしたら、ご訂正をさせていただきたいと思いますが、そういった状況の中で必要なものは必要として、やはり建設をしていかなければいけないんじゃないかと。この子育て問題につきましては、以前から保護者間の中からそういった要望も出てまいりました。それが前回子ども・子育て会議の前にできました、計画づくりの中にもそのことが記述をさせていただいているというふうに思っております。そういった状況の中で、確かに2園の運営にはそれだけのコストが必要になります。2園の保育園を持つ。それから先ほど言いましたように保育士の確保の状況の中では、当然、早朝と延長保育をやる場合にそれだけのものを確保できるかという状況だというふうに思います。そういった中で、保育園の新設もこの計画の中で実施をさせていただいた、この間に。そういった経緯がございますので、ぜひその辺のところはご理解をいただけたらというふうに思います。

（「議長、6番」の声あり）

## 議長（伊藤芳孝君）

はい、6番。

**6番（山本典式君）**

そうするともう少し具体的に踏み込むわけですが、当時保育園の建設の大きな理由としては厨房室の改築というか、厨房室が古いということと、保育士の確保ということを強調していたかと思うんですけど、そういうことは一応達成したということですか。特に保育士の確保は、先ほど住民福祉課長から話がありましたが、充分確保できたということですか。4月からスタートを切れるということですか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、住民福祉課長。

**住民福祉課長（原田英一君）**

先ほど加藤議員の質問にもお答えしたとおり、職員10名体制保育士を確保してスタートを切れるということで進めております。

（「議長、6番」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、6番。

**6番（山本典式君）**

公約であります認定こども園の設置と保育料の無料化の検討ということは、今後ともやっていくということでございますので、ぜひお願いしたいということを思っております。

次にちょっと私質問しますけども、町長が現在、続投が決まればですけども、新聞にありましたけども公共施設の集約化を進めると。いわゆる東栄コンパクトシティ構想に着手ということで新聞記事にありましたけども、私がここでお聞きしたいのは、そもそも旧本郷高校跡地は利用計画のない土地の購入ということで問題になったということを確認しておりますが、そのあとご存知のように保育園建設がほぼ完成に近い。それから今後医療センターもそこへ作る。さらに役場新庁舎についてもここに持ってきて集約化を図るんだと、確かそういう新聞記事があったと思うんですけども、4年前の公約時には旧本郷高校跡地への東栄コンパクトシティ構想及び箱物行政については、箱物行政は今説明がありましたけども、私の認識では箱物行政には反対ではなかったかということをおもいますけども、こういう記事が載ったということについて、続投ということになればこれは方針転換ということですか。そういう理解でいいわけですか。

（「議長、町長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、町長。

**町長（村上孝治君）**

いいえ。決して方針転換ではないというふうに思っております。1年目はそういう状況でありました。山本議員がおっしゃるように、本郷高校の跡地の問題と、それから医療センターの旧明石の土地の問題は、別だというふうにお考えになっていただきたいというふうに思っております。中心地の計画につきましては、その点でお話したつもりはございません。本郷の地域においても万場平と桜平という地形の中は当然違いますし、そこだけが中心ではないわけでございます。そこら辺のところはご理解いただけたらと思いますし、それから箱物行政、箱物行政と言いますが、箱物の中も計画の中だからこそ先ほど言いました総合計画があり、その中に中期の中長期計画があつて実施計画は3年でございます。そういった状況の中で財政を見て、皆様方にご協議をいただきながら、さらには、まちづくり基本条例の中にありますように、住民等も参画をしていただいて、ご意見をいただきながら、それを進めて行くというその段階の中の、まだ私も議会もそうですがこれから審判をうけるわけでございますので、まだそのことについてはどうなるか分かりませんが、そういったまちづくりの計画を立たさせていく目的で次期を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、方向転換と言われますと全くそのつもりはございませんのでよろしく申し上げます。

（「議長、6番」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、6番。

**6番（山本典式君）**

今お聞きしたわけですが、当時町長も自分で公約っていうのか方向付けとして説明したのがありますので、今お話したのがそういうことかどうか私もちょっと理解できませんが、町長が言ったのは人口減少、これは部分と捉えておりますけど、「人口減少を含め少子高齢化が進み、新たな財源を作り出すにも無理があり、現在の税収は3億円しかない。地方交付税も人口減少に伴い減額。財政調整基金もいつ起こるか分からない大災害や、借金返済のためにまだまだ必要。そうした中3,600人ほどの町に東栄コンパクトシティの整備や、近未来型の複合福祉タウン構想などが本当に必要なのか」ということで住民に問いかけた一節ですけども、これについてどうですかね。

（「議長、町長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、町長。

**町長（村上孝治君）**

福祉タウン構想がありきに書かれた状況だったと思います。私もその時は副町長でございましたので、そのことは当然知っておりますが、それと今回のものが一緒だというふうにお考えなら本当に残念で仕方ありません。それは今回も先ほど住民福祉課長がお話したように、医療センター・保健福祉センターはこの4年間の中で皆様方が、住民も入りそれからそれぞれの病院関係の職員も入って、基本計画を立たさせていただいたという状況があります。そういった状況の中で今回、次の状況へ進もうとしておるわけでございますので、いわゆる福祉タウン構想ありきの

話ではないというふうに思っています。これは、私は否定をしておりました。それは間違いないと思います。

（「議長、6番」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、6番。

**6番（山本典式君）**

私も今質問事項の中に挙げて、町長の説明を受けましたので、それはそれで聞いておきます。

もう1つお聞きしたいのが、新聞に掲載されておりますので、住民の方も私もそうですけどもテレビとか新聞に載っちゃうと、それが本当だというふうな考えが先行しちゃうわけです。その中で私が1つ気になったのは、新聞に書いてありますが、東栄コンパクトシティを実現する中にいわゆる役場の新庁舎を旧本郷高校跡地に集約するというような記述が2期目に着手する中にあったんです。旧本郷校舎の跡地と明石の土地は違うという説明があったわけですが、それはそういうことで聞いておきますけども、新聞にはそういうような記述が見られたわけですけども、この役場新庁舎というのはそういうことで、建てる方向でおるわけですか。それはもちろん続投ということがあってですけど、どうですか、この記事は。

（「議長、町長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、町長。

**町長（村上孝治君）**

新聞社が取材の中で書かれたので、それはそういうふうを受け止められて非常に残念であります。先ほど言いましたように、中心計画の本郷の中心もありまして、私は先ほど言ったように点で考えているつもりは全くございませんので、そういった状況の中で以前もお話をさせていただきましたが、庁舎の問題はここもそうですが、だいぶ古くなりまして耐震もできていないという状況は皆さんもご承知のとおりだと思います。しかしながら、まだ先ほどから何回もお話をしておりますが、総合計画の中にすらまだ庁舎の話は載っておりませんし、財政的にも非常に厳しい状況の中で、いわゆる医療センターも含め、建設ができるかということそれは無理だというふうに思っております。それは先ほど山本議員がおっしゃるように財政状況しかり、これは私になってから悪くなったわけではなく過去からそうです、東栄町の場合は。当然自主財源が減少していく。これは当たり前のお話であります。人口減少し、法人がこの地から去っていったという状況であります。それに努力をしなくてはいけないことは重々分かっておりますので、それもやらせていただきます。それからやはり私どもは、自主財源が乏しい中に依存財源の中の交付税頼りで来ております。従って、その財政状況を見据えながら、今後のいわゆる事業を展開していかなければいけないと思っております。従って、事業をやらなければ当然お金は貯まるわけです。ですが、我々の仕事は町民のサービスのため、皆さんのためにやっておるわけです。お金を残せばいいわけではないです。それをどうしていくかが我々の仕事だというふうに思っております。ぜひご理解いただきたいと思っております。

（「議長、6番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、6番。

6番（山本典式君）

じゃあ否定するというので、だけど私もそういう理解で、やっぱり新聞には注意してやってもらった方がいいと思う。私が当選した時に財政破綻ということを一般質問して、その時に町長は新聞には書いてあるか知らんが、私はそう言った覚えはないということ。私もよく読み直す最後の方には危機的な状況だということをよく町長は使われているんですけど、やっぱり一般の人や見る人がどう見るかっていうことですね。2期目にはもし当選して続投するという事になれば、2期目にはやらんと、とにかく財政が厳しい。私もそういうふうに思うんですよ。だけどこの間の新聞を見ると、もう2期目にやるかのような形で私は受け止めたので確認したわけですから分りました。

次に、財政が厳しいということでお話があったわけですが、公約の中で私は最大の公約だと思うんですけども、行財政改革ということを町長は当時マニフェストをうたってあるわけです。1点だけ先に質問しますが、行財政改革をやるんだということを公約としておられるわけですが、行政面での改革の中心は、私は職員だというふうに思っておられるわけですが、ここに来て今年やなんか定年退職もかなり5名ぐらい辞められると思いますけども、かなりの職員が退職するということを聞いておりますけども、これ今年だけではなくて29年度もそんな話を聞きましたが、この職員が大勢退職をするということについて、町長どうですかね。

（「議長、町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

これは我々の職員構成を見ましても、以前にもちょっとお話しましたが、団塊の世代が少なかったという状況でございます。それから計画的な職員採用ができなかったという状況だったというふうに思っております。それは皆様方、過去にも承知の方がおると思いますが、町村合併の折に職員抑制をしてきました。こういった状況の中で、現在はいわゆるひょうたん型の職員構成であります。いわゆる年齢が高いところから中間層が抜けて、下が今動いておるといような状況であります。先ほどこれは一個前の加藤彰男議員が一般質問されたように職員構成が、なかなかままならないという状況でありますので、職場の中の本来の割り当てとして与えられる仕事の中、非常に大変になってきております。引き続き、ちょうど昭和30年代前半が、役場の職員で一番多いわけでございますが、今後数年で定年退職者が増えてまいります。しかしながら今年度、昨年もそうですが、職員採用をさせていただくという状況でございますが、なかなかいわゆる辞められる数を確保できないという状況もございます。今年度の場合は、実際に多くなってしまいましたので、定年者も多いですし、それから中途いわゆる勸奨で辞められる職員、それから新規採用はしましたが、途中で残念ながらここを去る方もおりますので、現実的に充足できないという

状況でございます。そういった中、職員は頑張って仕事をさせていただいております。臨時職員含めて採用したいというふうに思っておりますが、なかなか応募にかかっていただけないという状況。少しずつであります。確保しながら今後の行政の停滞にならないようにというふうには思っておりますが、そんな状況が続いておることをご理解をいただきたいと思っております。しっかり人材を確保しながら進めていきたいと思っておりますが、今のところ人口減少は続いておりますし、類団体の、山本議員も役場の職員でございましたのでご存知だと思いますが、類団体の定員の状況は決して多いわけではございませんので、しっかりその辺のところを見据えながら取り組みを進めてまいりたいと思っておりますし、それから私ども行政だけでやる仕事は当然あるわけでございますが、先ほど言いましたように共同のまちづくりの中では、やはり住民の皆様方が補ってもらうもの、それぞれの団体が補ってもらうものは当然あるわけでございます。しっかりその辺のところは、今後も町内の中含めて取り組みをしっかりと進めてまいりたいと、以上のように思っておりますので、よろしく願いいたします。

（「議長、6番」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、6番。

**6番（山本典式君）**

今の職員が減るということの中で、私は行政改革という大きな看板を掲げても、職員が随時変わって、なかなか全うすることができないということですので、私が言うのもなんですけども大勢辞められるというのは、時代の背景があるのかどうか分かりませんが、何か問題があれば先ほど5番議員が言うように、いろんな観点から研究してもらって、なるべくここをずっと続けて仕事をやっていただければ一番いいかなということをお思いますので、また引き続きよろしくお願いたします。

また、次の行財政改革の財政改革ですけれども、公約の時には東栄町の財政悪化の危機だと。それから待ったなしの財政健全化をとということを訴えて4年間取り組んできたと思っておりますけれども、町長はその中でも村上孝治の財政改革5カ条を発表した経緯があるわけですね。その中で単的に言いまして、特に徹底した事業仕分けが必要なんだと、事務事業の総洗い、そういうものが急務だというような必要性を訴えたと思うんですけども、4年間の中でどのような財政改革に努めてこられたと思っておりますけれども、もしありましたらお伺いしたいと思います。

（「議長、町長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、町長。

**町長（村上孝治君）**

この4年間計画に沿っていただき、いわゆる計画の中では外部評価、いわゆる大学の先生に評価していただいた分もございまして。そういった状況の中ではありますが、なかなか私どもの今の経常経費として積み上げるものを含めて、なかなか全てを切れないという状況です。従って、今の予算状況を見ていただければ分かるように、経常経費を積み上げる段階でいわゆる広域行政、消

防も含めゴミも含め補助費も含めて、相当な額が今必要となります。そういった状況の中でありますので、1つ事業をやれば一気に予算規模が膨らむという状況です。これは当然保育園の建設を見てもそうですがそういった状況、今後そういった状況の中をしっかりと見せて、やっていかなければいけないと思っております。そんな状況でございますので、それから何度も4年間の中で言わせていただいたとおり、やはり病院の問題を解決しない限り、将来の東栄町は本当に厳しいというふうに思っております。以前もお話をさせていただきました。東栄病院に現在3億から4億という一般財源を投資しなければ運営ができていけないという事実は、皆さんもご承知のとおりだと思います。従って、そういう状況の中、現在医療センターを含めた基本構想・基本計画を立たせていただいておりますというふうに思っております。先ほど住民福祉課長がお話した通り、我々も一生懸命頑張って病床を残したいというふうに思っておりますが、そういった状況の中でやはり東栄町は全体の状況を見た時に、そこまでしてというか、必要性があつて持てるものと持てないものがあるというふうに思っております。従って、今後はその状況に向かってやはり進んでいかなければ、当然全体の財源は決まっておりますので、新たな自主財源をどこかで見いだせばいいわけですが、なかなかそういう状況ではございません。ふるさと納税も1千万を切るぐらいの状況でございますので、そういった状況を見据えながらしっかりと今後の計画を立たせていただきたいと思っております。当然総合計画を10年、中長期が5年、そして実施計画が3年でありますので、その3年間の実施計画の中でしっかりと財政状況を見極めて、事業を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

（「議長、6番」の声あり）

#### 議長（伊藤芳孝君）

はい、6番。

#### 6番（山本典式君）

今、町長が現在の財政状況を多少踏み込んで答弁して頂いたわけですが、町長も言うように、本町の財政状況は危機的状況になると、このまま突き進めばそういう状況にも落ちるというようなことを明言しておるわけです。その中の大きな問題が病院経営だというようなことで理解したわけですが、私が言うのもなんですが、29年度の決算状況も経常収支比率が5.1ポイント増えて、臨時財政対策債を除くと100%以上になるというような状況。やっぱりこの経常収支比率というのは、財政破綻とかそういったものを見るに一番適した項目だということを私は認識しておるわけですが、単年度収支も連続で赤字になる。これが3年連続だと要注意に入ってくるんじゃないかというようなことを思っております。そういった今29年度は財政で悪化というか、悪くなっているという方向に行ってるんじゃないかなということを思っております。そういうことを含めて今後財政の取り組みというのは息の長いものだと思いますけども、是非ともそういったものを念頭においてやっていただきたい。

それで新庁舎につきましては、2期にはやらないというような明言がありました。今やっているものは全部単独町費と言ってもいい。保育園もそうだし、医療センターも単独町費ということになりますんで、そういったことが町の財政を持ちこたえられるようになるのかどうかということも懸念する材料でありますので、ぜひそこら辺は充分慎重に検討していただきたいということを思います。

最後にお伺いしたいのが、4年前当初公約した中でまだやっていない認定こども園だとか無料化は、もう先ほど町長から答弁ありましたけども、そういったもの含めて私が承知しているのはミニバスの導入。これは一部御園の方へやっとする。これで終わりなのかどうか分かりませんが、集落カルテの作成と地域支援。これも進めてみえるようですけども、まだ地域に活かすというところまではやってないという、そういったものもろもろ入れてやり残してあるものは、どのような方向でやっていくのかお伺いしたいと思います。

（「議長、町長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、町長。

**町長（村上孝治君）**

まず1点バスの問題でございますが、なかなかこれは集落カルテにも絡みますが、西菌目をモデル地区として入らせていただきました。しかしながら、西菌目地区の方がそれほどバスに頼らないという状況はその結果として出ております。それからもう1つのバスの関係につきましては、今後先ほども言いましたように、全体の計画の中を含めて公共施設の公共交通のあり方を再度もう一度検討してまいりたいと、来年度以降。これは私もまだ審判される方なので、まだ分かりませんが、こういう情報を先ほどのいわゆる町の中心を含めた循環型のバス、いわゆる東栄の駅から入るバスを含めて、それからそれ以外のいわゆる先ほども言いましたように園地区だとか振草地区については、前回の地区の懇談会、それからそれぞれの区長さん方との懇談会の中でも、やはりそれぞれの地域の中で必要とする交通を、しっかり地区の中で行政も一緒になって考えていきたいと思いますという話をさせていただいたところでございます。従いましてバスも今後、いわゆる医療センター等の建設が保健福祉センターも含めて、旧明石のところを今のところ建設予定地としてさせていただいておりますので、そこを中心とした公共交通のあり方を再度来年度から、計画していきたいというふうに考えております。

それから集落支援もそうですが、地域支援課の体制を整えましたが、先ほどお話をさせていただいたとおり、まだ職員の確保がなかなかできない状況であります。地域おこし協力隊、地域支援員を含めて制度の活用をしたいと思っておりますが、今のところ具体的に体制が組めない状況でございます。しっかりその体制を組みながら、次期も取り組みを進めてまいりたいというふうに思います。しかしながらやはり、それぞれの東栄町の場合6区ありますが、それぞれの区ごとにやはり持つ課題は違いがありますので、しっかりそういったところも踏まえて、それぞれの地区の中に当然入りながら検討をしてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

（「議長、6番」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、6番。

**6番（山本典式君）**

これが最後ですけども、1点だけお伺いしますけども、保育料の無料化と同時に給食費の軽減というのもあったんじゃないですか。そこら辺どういうお考えですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

給食費の無料化も意見をそれぞれ聞いておりますが、ただちに無料化というのはなかなかできない。それから近隣の状況も設楽町、豊根さんにも町村会の折にいろいろ話をしておりますが、今のところ給食費の無料化という状況は、この1期目には叶いませんでした。結論が出なかったということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤芳孝君）

6番よろしいですか。

はい、以上で、6番 山本典式君の質問を終わります。

---

## 町長大綱説明

---

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第5、『町長提出議案大綱説明』を行います。本定例会に提案されております議案に対する町長の大綱説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

本日ここに、平成31年3月町議会定例会が開催され、平成31年度一般会計予算案を始めとする関連書議案を提出し、ご審議いただくにあたり、所信の一端と予算案の大綱を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解と、より一層のご協力をお願い申し上げます。

町長として、皆様のご支援をいただきながら、町政を担当させていただいてから、早いもので1期4年の任期を迎えようとしております。4年前を思い出しますと、不安と期待、そしてやり抜く覚悟をもって、入り口に立たせていただいたところでございます。「町民の皆様の声を大切にし、誠意をもって何事にもぶれることなく、きめ細かで温かみのある諸政策を実現する。」このことを心に決めてスタートさせていただいたところでございます。そして、まちづくりの主役は町民であるという認識のもと「真の協働による住民自治のまちづくり」を理念に掲げ、「町民の皆様との対話による町民参加のまちづくり」を職員と共に進めてまいりました。

任期中、私も議会議員の皆様も最後の議会定例会となります。そして平成としての議会定例会も終わりを告げますが、しっかりとこの4年間を締めくくり、新しい元号とともに次の時代を町民の皆様とともに築いていかなければならないと思っております。

平成31年度の予算編成にあたっては、この4月に町長選挙を控えていることから骨格予算としましたが、緊急を要する事業、国県の補助金等が見込まれるものは計上させていただいております。

それでは、1つだけお話をさせていただきたいと思っております。将来の町の明暗を分けるといっても過言ではない東栄病院については、ここまで東栄病院の先生方をはじめとして職員の方々、そして関係する多くの皆様方それぞれに頑張っていたいただき、公設民営の時期も含め、病院として厳しい運営を続けてまいりました。しかしながら、人口減少や少子高齢化などの問題や人材の不足など、様々な要因の中で病院運営はさらに厳しさを増してまいりました。私たちは以前の議論も含め、この4年間真剣に議論を重ねてまいりました。町の最も重要な課題であることとは誰もが分かっていたことですが、なかなか方向性を見いだせないままここまで来てしまったというのが本音ではないでしょうか。そしてこの4月から有床診療所として再出発することを皆さんで決めていただきました。病院としての事業運営を取りやめ、新たに東栄医療センター（東栄診療所）としてスタートいたします。そのための東栄医療センター特別会計を設置し、予算を編成して運営を始めさせていただきたいと思っております。今後も、東栄医療センター等基本構想・基本計画等に沿って、議会をはじめ町民の皆様方とともに、さらに協議を重ね、新たな施設整備も含め、医療・福祉・介護等一体的な取り組みを関係機関と連携を図りながら、さらに取り組みを進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

町の人口は現在3,200人を切りました。人口減少や少子・高齢化、そして依然として厳しい行財政環境の中でのまちづくりを迫られております。少子・高齢化の流れに歯止めをかけるべく、取り組みを進めてまいりましたが、完全に止めることは不可能でございます。しかしながら、こうした状況を受け入れた中で、本町が持続していける道を模索し続けなければなりません。しっかりと足元を見据えたうえで、議会はもちろんでありますが、町民の皆様とともに知恵を出し合いながら、取り組みを一步一步進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いをいたします。以上で任期最後となります議会での所信の一端をお話させていただきました。よろしくお願いをいたします。

それでは、今議会に上程いたします議案についての大綱説明をさせていただきます。今回の議会には、34件の議案の上程をさせていただいております。よろしくご審議のほどよろしくお願いをいたします。では各議案について簡略に説明をさせていただきます。

議案第3号『東栄町森づくり基金の設置及び管理に関する条例の制定について』、平成31年度から森林環境譲与税が交付されることに伴い、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるための基金を設置する条例を制定するものであります。

議案第4号『東栄医療センター特別会計設置に関する条例の制定について』は、4月からの医療センター化に伴い、公営企業会計から特別会計に変更するための所要の改正をするものであります。

議案第5号『東栄町保育所設置条例の全部改正について』、4月から2園が統合してとうえい保育園が開園することに伴い、所要の改正をするために、条例の全部を改正するものであります。

議案第6号『東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について』は、嘱託職員の報酬額を見直すものであります。

議案第7号『東栄町職員の定年等に関する条例の一部改正について』は、東栄医療センターへの名称変更に伴い、3条関係の別表を改正するものであります。

議案第8号『東栄町国民健康保険東栄病院施設整備費積立基金の設置管理処分に関する条例の一部改正について』は、基金の名称を「東栄医療センター施設整備費積立基金」に改めるとともに

に、所要の改正をするものであります。

議案第 9 号『東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について』は、新築住宅の取得を税制面から支援し、地域の景気対策と定住促進に資することを目的に固定資産税を減免してきた制度について、引き続き 3 年間延長するための改正であります。

議案第 10 号『東栄町医療・介護職等修学資金貸与条例の一部改正について』は、東栄医療センターへの名称変更と、ひらい診療所を削除するものであります。

議案第 11 号『東栄町国民健康保険条例の一部改正について』は、国民健康保険法の一部改正に伴う基礎賦課限度額の引き上げ、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯割を軽減する所得判定基準の引き下げを行うための改正であります。

議案第 12 号『東栄町看護師就職支度金貸与条例の一部改正について』は、東栄医療センターへの名称変更に伴い、所要の変更をするものであります。

議案第 13 号『東栄町立保育園外構工事請負契約の変更について』は、外構工事の工期を延長するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第 14 号『愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について』は、愛知県市町村職員退職手当組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を脱退させ、規約の変更をするものであります。

議案第 15 号『新城北設楽交通災害共済組合規約の変更について』は、組合事務所の移転に伴い規約を変更するものであります。

議案第 16 号『設楽町つぐ診療所で行う理学療法に関する事務の受託について』は、設楽町つぐ診療所で行う理学療法に関する事務の管理及び執行を設楽町から受託するために、地方自治法の規定に基づき規約を定めるものであります。

議案第 17 号『平成 30 年度一般会計補正予算について』ですが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 162 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を 40 億 2,781 万 4 千円とするものであります。歳出における補正の内容は、大半が執行残の整理であります。増額補正の主なものとしては、総務費では、ふるさと寄附 PR・決済・発送委託料に 20 万 4 千円、県職員派遣負担金に 31 万 1 千円、愛知県議会議員選挙費に 375 万 7 千円を追加。民生費では、国民年金保険料の産前産後期間保険料免除関係システム改修委託料に 110 万 7 千円を新規計上。障害者給付関係に対する国県支出金の精算にともない返還金として 283 万円、放課後児童クラブ臨時職員の賃金に 12 万 2 千円、子ども子育て交付金の精算にともない返還金として 9 万 4 千円、保育園嘱託保育士報酬に 22 万 2 千円、介護保険事業に係る東三河広域連合負担金に 802 万円を追加。農林水産業費では、間伐材搬出事業等補助金に 14 万 1 千円、林業従事者社会保険助成金に 14 万 8 千円、あいち森と緑づくり事業委託料 210 万 3 千円を追加します。商工費では、温泉の修繕料に 132 万 7 千円を追加。土木費では、東栄インターチェンジ案内看板更新委託料に 22 万 7 千円を追加。教育費では、小学校の特別支援教育支援員賃金に 19 万 8 千円を追加。諸支出金では、せせらぎ会の解散に伴い寄付された精算金及び公共建設発生土処理場使用料を、財産調整基金積立金に 1 億 7,121 万 6 千円追加いたします。

この補正の財源としては、町税 91 万円、自動車取得交付金 460 万円、使用料及び手数料 2,994 万円、寄付金 1 億 4,459 万 4 千円、高齢者いきいき健康増進基金繰入金 132 万 6 千円、繰越金 74 万 5 千円を追加。一方で地方譲与税 50 万円、地方消費税交付金 100 万円、地方交付税 4,747 万 6 千円、分担金及び負担金 649 万 7 千円、国庫支出金 283 万円、県支出金 52 万 8 千円、財産収

入 36 万 3 千円、諸収入 20 万 1 千円、町債 2,110 万円の減となっております。

また、例規整備支援業務 172 万 8 千円、愛知県議会議員選挙 586 万 9 千円、とうえいの木家づくり定住支援事業 125 万円、小中学校のエアコン設置工事 2,659 万 1 千円、公共土木施設災害復旧事業 3,245 万円の繰越明許費につきましても、あわせて行うものであります。

次に、議案第 18 号『国民健康保険特別会計』から議案第 23 号『国保東栄病院事業特別会計』までにつきましては、精算によるもので、保険給付費の増と基金積立金を計上した国民健康保険特別会計を除いては減額補正でございます。

議案第 24 号から議案第 36 号までの平成 31 年度各会計予算につきまして、会計ごとに説明をさせていただきます。

まず一般会計でございますが、予算の規模は、総額で 31 億 3,900 万円、前年度比で 4 億 3,100 万円、12.0%の減となっております。31 年度の予算は、4 月の町長選挙を控えていることから、骨格予算としました。緊急を要する事業や国県の補助が見込まれるものについては計上いたしております。

それでは、主な事業について説明をさせていただきます。まず総務関係ですが、地域の防災力を高めるために引き続き防災士の育成を図るとともに、町災害対策本部と自主防災会との情報伝達手段として、I P 無線機を導入することとし、その費用として 142 万 3 千円を計上いたしました。振興関係では、平成 28 年度に策定された「東栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が平成 31 年度で終了することに伴い、次期戦略の策定を行うとともに、第 6 次総合計画後期計画の策定に向けた準備費用として 309 万 2 千円を計上しております。観光によるまちづくりを進めるため、東栄町の観光 P R ポスター制作に 16 万円を計上しております。住民福祉関係では、旅券発行事業については、すでに町の窓口で発行できるようになっておりますが、4 月からは東三河広域連合の事務となり、8 市町村どこの窓口でも申請ができるようになります。その負担金として 4 万 3 千円を計上しております。保育園は 2 園を統合して 4 月から新たにとうえい保育園として開園をいたします。最長で 12 時間の保育と土曜日の 8 時間保育を実施し、保育サービスの充実に努めてまいります。その費用として 6,939 万 6 千円を計上しております。子育て支援センターについては平日毎日開催、放課後児童クラブについては 19 時まで、夜 7 時までの時間延長とするとともに、それぞれ専従の職員を配置するなど、両方で 708 万 4 千円を計上しております。介護保険事業は東三河広域連合に保険者が統合されて 2 年目となります。東栄町において実施する認定調査、地域支援事業分及び広域連合への負担金など総額で 1 億 4,932 万 7 千円を計上しております。建設関係では、林道整備の予算は、昨年の台風による被害を受けたところを重点的に整備するとともに、国県の補助が見込まれる路線など 1 億 763 万 6 千円を計上。町道関係では町道に架かる 76 橋の詳細調査、補修設計並びに補修工事の予算として 6,942 万円を計上しております。産業関係では、平成 31 年度から 10 年間延伸となった、あいち森と緑づくり事業に 2,135 万 7 千円を計上するとともに、平成 31 年度から交付されます森林環境譲与税関係の事業として、境界明確化事業、里山林環境整備事業及び間伐材搬出・利用事業を位置付け、819 万 8 千円を計上しております。平成 31 年 10 月からの消費税増税に対して、税率引き上げが低所得者・子育て世帯に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起するためのプレミアム付き商品券事業 3,067 万 7 千円を計上しました。振草川の鮎を利用して漁業組合の活性化をさらに図るため、新たな稚鮎の試験放流に対する補助として 211 万 1 千円を計上しました。教育関係では、東栄中学校体育館の軒天改修工事に 847 万 6 千円、小中学校の備品整備に 133 万 3 千円を計上し

ました。また、B & G 体育館及びプールは平成 30 年度に改修工事が行われ、施設がさらに使いやすくなったことから、これらを広く周知するために4月に体育館、7月にプールのリニューアル記念イベントを実施します。その費用として8万5千円を計上しております。

歳入の主なものは、町税3億1,603万9千円で前年度比347万4千円の減、地方交付税16億3,000万1千円で前年度比970万円の減、国県支出金3億1,208万8千円で前年度比4,155万9千円の減、繰越金1億円で前年度比1,000万円の減、町債1億7,390万円で前年度比1億7,750万円の減でございます。平成31年度は、第6次東栄町総合計画第2期実施計画の初年度であります。引き続きまちづくり基本条例の趣旨にのっとり、町民主体を第一に掲げながら全力で取り組んでいく所存でございます。

次に国民健康保険特別会計につきましては、前年度比2.8%減、予算総額は3億7,251万7千円を計上、これに要する財源のうち、保険料は6,432万7千円を見込んでおります。

次に後期高齢者医療特別会計につきましては、愛知県をひとつにした広域連合で運営される後期高齢者医療保険の本町被保険者の保険料を扱うための特別会計であります。歳入歳出予算総額は1億2,946万2千円を計上、前年度比8.4%の減となっております。

次に簡易水道特別会計につきましては、継続して実施をしまいにりました中央統合簡易水道建設事業が終了したことにより、歳入歳出予算の総額は、前年度比で18%減の1億2,104万8千円を計上しております。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、長寿命化計画に基づく事業を進めておりますが、歳入歳出予算の総額は、前年度比で6.8%減の1億4,051万8千円を計上しております。

次に農業集落排水事業特別会計につきましては、施設維持のための予算として、前年度比10.4%減の2,760万2千円を計上いたしました。

次に東栄医療センター特別会計についてですが、東栄病院は、4月から有床診療所である東栄医療センターとして新たにスタートを切ることになりますが、これまでの公営企業会計から特別会計へと移行し、その運営費として6億5,692万1千円を計上しております。

各財産区会計は、前年度と変わりございません。

平成31年度当初予算については以上であります。副町長始め担当課長から詳細については説明をいたしますのでよろしくご審議のほどお願いをいたします。以上でございます。

---

## 教育方針説明

### 議長（伊藤芳孝君）

次に日程第6、『教育方針説明』を行います。教育長の説明を求めます。

（「議長、教育長」の声あり）

はい、教育長。

### 教育長（佐々木尚也君）

平成31年度の東栄町教育方針をご説明申し上げます。

はじめに、学校教育についてであります。平成29年度に示されました新学習指導要領が、小学校では新元号2年度、中学校ではさらにその次の年度から完全実施されます。既に30年度か

ら、小学校では、特別の教科道徳とともに3年生、4年生の外国語活動及び5年生、6年生の外国語が先行実施されています。今回の改訂のキーワードは「社会に開かれた教育課程」、及び「主体的・対話的で深い学び」であるとしています。子ども達が未来社会を切り拓くための資質・能力を育成する、知識の理解の質を高める、確かな学力を育成する、豊かな心や健やかな体を育成する等の考え方は、これまでと変わるものではありません。教育内容の主な改善事項としましては、今の子どもたちの状態や社会の要請を反映し、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実、情報活用能力の充実、個に応じた発達の支援などが挙げられております。

一方、東栄町では、平成19年8月に校長会から報告された「東栄町がめざす学校教育」をもとに、学校教育活動を進めてまいりました。そこには「基礎的・基本的な力を確実に身に付け自ら考え学びとること」、「命を大切にし、心身のたくましさ和社会性を身につけること」、「郷土の自然・文化・歴史に学び、ふるさと東栄を愛すること」の3点が示され、伝統的な天地人教育の目標も反映をされております。また、小学校と中学校の連続性に注目することの必要性も述べられています。さらに、第6次東栄町総合計画では、学校教育について、きめ細かな教育の推進、知・徳・体が調和した教育の推進、連携教育の推進、小中学校施設・設備の充実、高校への就学支援の5点を掲げた取り組みを進めてきています。

新たにとうえい保育園が開園する平成31年度は、保育園・小学校・中学校の取り組みに強い連携をもたせ、子どもの誕生から15年間の保育・教育をより一層充実させる機会であると捉えています。保育園と小中学校の三者が、互いの役割を深く理解し合うことで、中学校を卒業する時の姿を見通した指導や、それまでの生育の経緯を理解した上での指導を実現したいと考えています。さらにこれを、実際に教育に携わる者だけでなく、子ども自身、保護者、地域の皆さんにも理解していただき、東栄町民の教育への理解と関心を深めて、育てる側も育てられる側も、自信をもって教育に取り組める町の実現をめざします。そのために、子ども達が将来それぞれに選択した社会で、自分の生活を創るということを第一に考えて、どの子どもにとっても本当に必要な体力・ものの考え方・知識と技能は何かを精選し、東栄町の義務教育で育てる力をわかりやすく示し、今後数年をかけて見直して練り上げてまいりたいと考えています。これは、東栄町総合計画の、家庭・地域における教育の項目の、家庭教育力の向上、児童の健全育成、子どもの居場所づくりを大きく推進することにもつながるものと考えております。さらに、今日的な課題であるICT活用やプログラミング教育については、社会の動向に十分配慮しながら、子ども達が必要十分な力をつけるための計画の立案に、引き続き取り組んでまいります。広く情報を収集し、施設や備品の整備とともに、効果的な教育課程についても調査をしてまいります。なお、学校教育の施設設備の充実として、昨年のような猛暑に対応し、安全な学校生活を送れるように、小中学校の空調設備の整備を進めておりますことを申し添えます。

生涯学習・生涯スポーツでは、各活動の充実及び総合社会教育文化施設の充実と利用促進を挙げています。活動の充実のためには、率先して活動を進める人材が必要です。各分野でのリーダーの育成や人材の発掘に向けて、手だてを工夫したいと思います。また、総合社会教育文化施設については、施設の整備とともに、内容を工夫し、魅力化を図りたいと考えています。また、B&G財団の助成を受けて、体育館とプールの改修が終了しました。お披露目を兼ねて、リニューアル記念式典も計画しておりますが、ご高齢の方々の運動機会の増加や、幅広い世代で運動に取り組むことをめざして、活用を図ってまいります。

文化の保存と継承では、後継者育成の支援と文化財の保存・継承環境づくりを挙げています。花祭りをはじめとする民俗文化の保存・継承は喫緊の課題であり、町内各地区でそれぞれご努力を重ねていただいております。高齢化と人口の減少が根本的な課題ではありますが、未来の担い手である子どもたちの育成を進める一方で、各地域の皆さんとの意見交換を通して、継承の在り方を検討してまいります。また、花祭会館については、照明など施設の改修とともに、展示物の整理や、展示のリニューアルに向けて継続的に取り組み、町の内外に向けて、花祭りの理解とPRに寄与できる施設としての充実を図ってまいります。

基本施策5の多様な学びの場では、人権尊重の推進、男女共同参画社会の推進、国際化・国際交流の推進、学力を強化する機会の提供を挙げております。小学校英語の教科化を機に、中学生海外派遣事業の継続を軸として指導内容や方法を見直すことによって、使える英語を習得し、進んで外国人と関わろうとする意欲の向上を図ります。ホームステイを昨年度から1日増やしたことが、子ども達の英語力に反映するように、小学校の指導の在り方も含めてさらに見直してまいります。また、地域みらい塾を継続し、学習の補強を充実してまいります。様々な進路を実現したい、得意な分野の力を一層伸ばしたいなど、多様なご要望にお応えできるものではありませんが、子ども達の基礎的な学力を充実することで、学校の授業を補い、授業への抵抗を和らげ、学校生活への適応を応援する仕組みとして活用してまいります。

以上、平成31年度の教育方針について、第6次東栄町総合計画を中心に、主な事項をご説明申し上げます。学校教育につきましては、保育園から中学校卒業までの子ども達の教育について、町のみんなで理解を進め、共通の意識で次の世代の東栄町民を育てる基盤づくりを目指します。また、生涯学習・生涯スポーツ、文化の継承についても、町民の皆さんの意識を高め、参画の意識を高めたいと考えています。そのために、子どもにも町民の皆さんにもわかりやすく教育についてお示しし、誰もが役割をもって参加できることをめざしてまいります。議員の皆様には、今後とも、ご理解、ご協力を賜り、ご指導も賜りますようお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

#### 議長（伊藤芳孝君）

これより議案審議に入りますが、本日の議案審議の後、議了したい議案がございますので申し上げます。

日程第8、議案第4号『東栄医療センター特別会計設置に関する条例の制定について』 日程第11、議案第7号『東栄町職員の定年等に関する条例の一部改正について』 日程第12、議案第8号『東栄町国民健康保険東栄病院施設整備費積立金の設置管理処分に関する条例の一部改正について』 日程第14、議案第10号『東栄町医療・介護職等修学資金貸与条例の一部改正について』 日程第16、議案第12号『東栄町看護師就職支度金貸与条例の一部改正について』 日程第17、議案第13号『東栄町立保育園外構工事請負契約の変更について』 日程第18、議案第14号『愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について』 日程第19、議案第15号『新城北設楽交通災害共済組合規約の変更について』 日程第20、議案第16号『設楽町つく診療所で行う理学療法に関する事務の受託について』 日程第41、議案第37号『東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出について』

以上10案件は、本日の議会審議の後、ただちに議了いたしたいと思っておりますので、ご了承のうえお願いを申し上げます。

## 議案第 3 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 7、議案第 3 号『東栄町森づくり基金の設置及び管理に関する条例の制定について』を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

（「議長、経済課長」の声あり）

はい、経済課長。

経済課長（金田新也君）

議案第 3 号 東栄町森づくり基金の設置及び管理に関する条例の制定について。東栄町森づくり基金の設置及び管理に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成 31 年 3 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

この条例は平成 31 年度から、国において森林環境譲与税が創設させることに伴い、町におきましても、その受入等の体制整備のために上程するものです。以下、朗読をもって説明とさせていただきます。

東栄町森づくり基金の設置及び管理に関する条例。第 1 条、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、東栄町森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

第 2 条、基金の原資は森林環境譲与税をもって充てる。2 項、基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

第 3 条、基金に属する現金は、金融機関の預金その他最も確実かつ、有利な方法により保管しなければならない。

第 4 条、基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れ、基金の設置の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費の財源に充てるものとする。

第 5 条、基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

次ページへ移ります。第 6 条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

下から 3 行目に移って提案理由。この案を提出するのは、森林整備及びその促進に関する施策を推進するため基金を設置する必要があるからである。附則に戻ります。附則、この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 3 号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5番。

**5番（加藤彰男君）**

基本的確認ですけれども、基金の場合積み立てる基金と運用基金ということですが、この場合は森林環境譲与税に伴う事業を行っていくための運用上の基金というふうな形の理解でよろしいかということと、要するに事業を行うための基金かということと、それから第6条に「必要な事項は、町長が別に定める」ということですが、これは例えば要綱等想定してみえるのかどうか。一般的に東栄町は13基金があるわけですが、一部当初の目的と基金は残っているんですけど、どう活用するかがやや明確じゃない基金もあるかのように思いますので、その点含めた時に第6条では要綱等も設置しながら、この基金を適切に運用していくと、そういう理解でよろしいでしょうか。

（「議長、経済課長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、経済課長。

**経済課長（金田新也君）**

基金は、国の制度においてどういう事業に使えるということは一応定められております。当然この基金は、その事業を行うために設置するものでありますので、事業の運用に充てられるというふうに理解していただいてよろしいかと思います。

第6条につきましては、今後どのように使っていくかということが、ますます深まると思いますので、その要綱等も含めての話ということになると思います。

**議長（伊藤芳孝君）**

他はよろしいですか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で議案第3号の質疑を打ち切ります。

---

**議案第4号**

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第8、議案第4号『東栄医療センター特別会計設置に関する条例の制定について』を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

（「議長、病院事務長」の声あり）

はい、病院事務長。

**病院事務長（伊藤知幸君）**

議案第4号 東栄町医療センター特別会計設置に関する条例の制定について。東栄医療センター特別会計設置に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成31年3月5日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄医療センター特別会計設置に関する条例。東栄医療センターの会計につきましては、平成30年度については病院でありますので、公営企業法の適用を受けるため公営企業会計で経理していますが、平成31年度に有床診療所に転換することにより、公営企業法の適用を受けなくなるため、公営企業会計で経理する必要がなくなり、特別会計を設置することとしたものでございます。

それではここで各条項につきまして、規定内容の画用について説明させていただきます。第1条では、地方自治法第209条第2項の規定により東栄医療センターの円滑な運営と経理の適正を図るため、東栄医療センター特別会計を設置する旨を規定しています。第2条では、東栄医療センター特別会計において、歳入及び歳出それぞれに充てる費目について規定しています。第3条では、業務量が増加した場合の弾力条項について規定しています。

附則。施行期日、1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。経過措置、2につきましては、4月1日以降の東栄病院事業特別会計の平成30年度分の収支の出納、決算処理については、公営企業法の適用を引き継ぐ旨を規定しています。経過措置3につきましては、平成30年度東栄病院事業特別会計決算で生じた剰余金及び病院会計廃止に伴う会計の管理義務は、東栄医療センター特別会計に帰属する旨を規定しています。

次のページをお願いします。提案理由。この案を提出するのは、東栄医療センターの円滑な運営とその経理の適正を図るため必要があるからである。以上でございます。

**議長（伊藤芳孝君）**

議案第4号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。  
（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で議案第4号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。  
（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、討論なしと認めます。これより議案第4号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議はございませんか。  
（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第4号『東栄医療センター特別会計設置に関する条例の制定について』の件は、原案のとおり可決されました。

## 議案第 5 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 9、議案第 5 号『東栄町保育所設置条例の全部改正について』を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

議案第 5 号 東栄町保育所設置条例の全部改正について。東栄町保育所設置条例を次のとおり定めるものとする。平成 31 年 3 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町保育所設置条例の全部を改正する条例。東栄町保育所設置条例（昭和 43 年東栄町条例第 15 号）の全部を改正する。趣旨。第 1 条、この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 の規定に基づき、保育所の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

設置。第 2 条、本町に、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所（以下「保育所」という。）を設置する。

名称及び位置。第 3 条、保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。名称 とうえい保育園、位置 東栄町大字本郷字上桜平 28 番地 1。

以下につきましては、各条項の内容を説明させていただきます。第 4 条は、保育所に置く職員の規定となっております。第 5 条につきましては、保育所に入所できる児童の規定です。

第 6 条は、保育料に関する規定で、保育料額が月額 42,000 円を超えない範囲で、規則で定める規定です。第 7 条は、時間外保育利用料に関する規定で、月額 3,000 円を超えない範囲で、規則で定める規定です。第 8 条は、納付義務者を保護者とし、納付義務を規定しました。第 9 条は、保育料を減免することができる規定です。第 10 条は、1 号から 3 号までに該当したときは、当該児童を退所又は停止させることができる規定です。第 11 条は、規則への委任の規定でございます。

附則。この条例は、平成 31 年 4 月 8 日から施行する。

提案理由。この案を提出するのは、本郷保育園と下川保育園を統合し、新たに東栄町立とうえい保育園の設置に伴い、改正する必要があるからであるということでございますが、条文等の精査も旧条例をしまして、全部改正させていただいたものでございますので、併せてよろしくお願いをいたします。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 5 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 5 号の質疑を打ち切ります

次に、日程第10、議案第6号『東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について』を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

#### 総務課長（内藤敏行君）

議案第6号 東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成31年3月5日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をする条例。1枚めくっていただきますと、新旧対照表があります。右の改正前ですが、「嘱託職員 月額250,000円以内」これを改正後には「嘱託職員 月額300,000円以内」ということになります。これは近隣町村との均衡を図るため、5万円を増額するものでございます。この件に関しまして、2月20日に報酬等審議会を開催し、全員が承認をされました。また2月25日には、町長への答申書を受理しております。

戻っていただきまして、附則。1、この条例は、平成31年4月1日から施行する。2、この条例に基づく東栄町特別職の職員で非常勤のものの任用に関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由。この案を提出するのは、嘱託職員の報酬を見直す必要があるからである。以上でございます。

#### 議長（伊藤芳孝君）

議案第6号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、8番」の声あり）

はい、8番。

#### 8番（柴田吉夫君）

1点だけ、提案理由が近隣町村の水準に合わせるということですが、この2条にあります「この条例に基づく東栄町特別職の職員で非常勤のものの任用に関し」ということで、この特別職の職員で非常勤というのは、どのような職種を言うのか具体的にちょっと例を挙げていただきたいということと、その職員については、25万円以内ということですから最高額では25万円だったと思うんですが、それを近隣の町村に合わせて単純に25万を5万上げて30万にするというのでよろしいのか。1点は職種と、あとの方のことについては確認ということでご回答いただきたいと思います。

（「議長、総務課長」の声あり）

#### 議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

**総務課長（内藤敏行君）**

まず職種でございますが、いろんな職種がございます。東栄町の場合、特別職の職員で非常勤のものということになりますと、考えられるのは消防団員ですとか、その他さまざまな職業がございます。

5万円増額の30万円でございますが、近隣町村を参考にいたしました。これは豊根村さんですとか豊橋市さんにつきましては40万円となっております。新城市さんにつきましては200万円。豊川市さんにつきましては、予算の範囲以内において市長が定める額となっております。特別40万円に合わせたものではなく、東栄町においては25万円から5万円増額の30万円ということにさせていただきまして、30万円が良いという答申が出ております。以上でございます。

（「議長、8番」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

委員会付託されますけど。はい、8番。

**8番（柴田吉夫君）**

消防団員って言われましたけど、具体的にここへ当てはまる職員が今おられるかどうか。その確認だけ。

（「議長、副町長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、副町長。

**副町長（伊藤克明君）**

今、総務課長から回答させていただきましたが、特別職の全体の中には先ほど言った消防団員もありますし、あるいは昨年度条例改正いただいた東栄病院の院長だとか、あるいは薬剤師だとか、あるいは他のさまざまな形の特別職がございますが、今回その中でも嘱託職員というのがありまして、こちらは主に事務的な仕事をしていただいております職員でありまして、現在も例えば保育園の園長なんかは、こちらに当てはめてさせていただいておりますので、そういった職員だというふうに認識いただきたいと思います。

**議長（伊藤芳孝君）**

よろしいですか。他はよろしいですか。はい、以上で議案第6号の質疑を打ち切ります。

---

**議案第7号**

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第11、議案第7号『東栄町職員の定年等に関する条例の一部改正について』を議題

といたします。

執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

**総務課長（内藤敏行君）**

はい、失礼します。議案第7号 東栄町職員の定年等に関する条例の一部改正について。東栄町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成31年3月5日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。1枚めくっていただきますと、新旧対照表をご覧くださいと思います。これは、東栄町国民健康保険東栄病院附属下川診療所、御殿診療場がございますが、これは名称変更によりまして、東栄医療センター並びに東栄医療センター附属下川診療所に改めるものでございます。

戻っていただきまして、附則。この条例は平成31年4月1日から施行する。

提案理由。この案を提出するのは、東栄町国民健康保険東栄病院及び東栄町国民健康保険東栄病院附属下川診療所の名称変更により、所要の改正をする必要があるからである。以上です。

**議長（伊藤芳孝君）**

議案第7号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で議案第7号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、討論なしと認めます。これより議案第7号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、ご異議なしと認めます。よって議案第7号『東栄町職員の定年等に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

---

**議案第8号**

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第 12、議案第 8 号『東栄町国民健康保険東栄病院施設整備費積立基金の設置管理処分に関する条例の一部改正について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

**総務課長（内藤敏行君）**

議案第 8 号 東栄町国民健康保険東栄病院施設整備費積立基金の設置管理処分に関する条例の一部改正について。東栄町国民健康保険東栄病院施設整備費積立基金の設置管理処分に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 31 年 3 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町国民健康保険東栄病院施設整備費積立基金の設置管理処分に関する条例の一部を改正する条例。1 枚めくっていただきますと、新旧対照表をご覧ください。これも同じように東栄病院から東栄医療センターに名称変更することによりまして、改正前から改正後の東栄医療センターの名称に変更するものでございます。

戻っていただきまして、附則。この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由。この案を提出するのは、東栄町国民健康保険東栄病院及び東栄町国民健康保険東栄病院附属下川診療所の名称変更により、所要の改正をする必要があるからである。以上でございます。

**議長（伊藤芳孝君）**

議案第 8 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で議案第 8 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 8 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号『東栄町国民健康保険東栄病院施設整備費積立基金の設置管理処分に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第13、議案第9号『東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、税務会計課長」の声あり）

はい、政務会計課長。

税務会計課長（前地忠和君）

議案第9号 東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について。東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成31年3月5日提出。東栄町長 村上孝治。

下に行きまして、提案理由。この案を提出するのは、新築住宅の取得を税制面から支援することで、地域の景気対策と定住促進に資することを目的に、固定資産税の減免をするため必要があるからである。

1枚はねていただきまして、新旧対照表をご覧ください。この条例につきましては、平成25年1月2日以降建築された新築住宅にかかる固定資産税を、3年間減免するものでありまして、当初の3年間の期間を平成27年度の条例改正で3年延長、これが右側改正前の平成31年1月1日とさせていただきます、今回さらに3年間延長左側改正後の平成34年1月1日までとさせていただきます内容でございます。

前のページにお戻りください。附則。この条例は公布の日から施行し、平成31年1月2日から適用する。以上であります。

議長（伊藤芳孝君）

議案第9号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

こういう減免っていうのは大変必要だというか、いると思うんですけども、この間6年間続けてきて、それ自身をどういうふうに町として評価してみえるかっていうのは1つと、それとあと例えば周辺の自治体との関係で、他がやってる中で東栄町もやらないとこれは差がついてしまう。逆に言えば、そこんとこの融資がないということで継続するのか。その辺はちょっと町の方でどう考えるかお伺いしたいんですけど。

（「議長、税務会計課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、税務会計課長。

税務会計課長（前地忠和君）

この減免につきましては、一戸建ての住宅の半分が、まず当初の予算の主要事業一覧表にもありますとおり、半分は地方税法に基づく減額措置ということで、国の方から指示がございまして、ある一定の基準を満たしますと半分が減額されることになっております。あとの半分につきましては、それぞれの各市町村で、各自治体において決めてくださいということでございまして、当町においては3年間、その残りの部分の2分の1を減免することとなっております。よそのところとの比較ってということになるとちょっと難しいところではございますが、東栄町においてはこういったことを行いまして、税制面から支援をすると、また定住促進にもつながることだと判断しまして積み上げたところでございます。

議長（伊藤芳孝君）

他はよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第9号の質疑を打ち切ります。

## ----- 議案第10号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第14、議案第10号『東栄町医療・介護職等修学資金貸与条例の一部改正について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

議案第10号 東栄町医療・介護職等修学資金貸与条例の一部改正について。東栄町医療介護職等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成31年3月5日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町医療・介護職等修学資金貸与条例の一部を改正する条例。東栄町医療・介護職等修学資金貸与条例（平成24年東栄町条例第19号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。別表でございしますが、新旧対照表。「東栄町国民健康保険東栄病院」を「東栄医療センター」へ、「東栄町国民健康保険東栄病院附属下川診療所」を「東栄医療センター附属下川診療所」へ、そして「ひらい診療所」は削るというものでございます。

戻っていただきまして、附則。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由。この案を提出するのは、別表に定める医療施設等の名称変更等により、改正の必要があるからである。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 10 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。  
（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で議案第 10 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。  
（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 10 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。  
（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 10 号『東栄町医療・介護職等修学資金貸与条例の一部改正について』の件は原案通り可決されました。

## ----- 議案第 11 号 -----

**議長（伊藤芳孝君）**

再開します。日程第 15、議案第 11 号『東栄町国民健康保険条例の一部改正について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

**住民福祉課長（原田英一君）**

議案第 11 号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について。東栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 31 年 3 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例。新旧対照表の方で説明をさせていただきますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、1 ページをお願いいたします。第 11 条の 6 は、基礎賦課限度額「58 万円」を「61 万円」に改正するものでございます。第 17 条第 1 項の改正は、賦課限度額改正に伴い、賦課の上限も改めるものです。第 2 号の改正は、5 割軽減の判定所得を「27 万 5,000 円」から「28 万円」に改定するものです。2 ページへお願いします。第 3 号の改正は、2 割軽減の判定所得の「50 万円」を「51 万円」に改定するものでございます。次に 3 ページへお願いをいたします。第 3 項及び第 4 項の改正も、賦課限度額の改正に伴う上限の改正となっております。

戻っていただきまして、議案書の方へお願いをします。附則。施行期日、第 1 条 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。経過措置、第 2 条 この条例による改正後の第 11 条の 6 及び第 17 条の規定は、平成 31 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度以前の年度

分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由。この案を提出するのは、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部改正により賦課限度額及び軽減判定所得の基準を見直し、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからである。

**議長（伊藤芳孝君）**

議案第 11 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で議案第 11 号の質疑を打ち切ります。

## ----- 議案第 12 号 -----

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第 16、議案第 12 号『東栄町看護師就職支度金貸与条例の一部改正について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、病院事務長」の声あり）

はい、病院事務長。

**病院事務長（伊藤知幸君）**

議案第 12 号 東栄町看護師就職支度金貸与条例の一部改正について。東栄町看護師就職支度金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 31 年 3 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町看護師就職支度金貸与条例の一部を改正する条例。それでは、次のページの新旧対照表をご覧ください。4 月 1 日から東栄病院が有床診療所として、東栄医療センターに名称が変わることに伴い、第 1 条、第 2 条、第 3 条、次めくっていただきまして第 9 条の 3、第 11 条につきまして、病院から医療センターに字句を改正するものであります。また、9 条の（2）につきましては、貸与した支度金の返還に係る規定の条文中「指定管理者から解雇されたとき」を地方公務員としての分限免職処分、懲戒免職処分を受けたときと看護師の身分の規定を改正するものであります。

戻っていただきまして、附則。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由。この案を提出するのは、東栄病院の名称変更により、所要の改正をする必要があるからである。以上でございます。

**議長（伊藤芳孝君）**

議案第 12 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 12 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 12 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号『東栄町看護師就職支度金貸与条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

### ----- 議案第 13 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 16、議案第 13 号『東栄町立保育園外構工事請負契約の変更について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

議案第 13 号 東栄町立保育園外構工事請負契約の変更について。次のとおり変更請負契約を締結したいので、東栄町町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 40 年東栄町条例第 20 号）第 2 条の規定により議決を求める。平成 31 年 3 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

1 契約の目的、東栄町立保育園外構工事建設。2 変更前の工期、平成 30 年 11 月 7 日から平成 31 年 3 月 20 日まで。変更後の工期、平成 30 年 11 月 7 日から平成 31 年 4 月 26 日。3 契約の相手方、北設楽郡東栄町大字本郷字久保田 4 1 番地、株式会社 田中組 代表取締役 田中伸昭。

2 月 19 日の全協で説明させていただきましたとおり、現工期での完了が見込めないため、工期延長をお願いするものでございます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 13 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

4 番（森田昭夫君）

まず、2つお伺いしたいと思います。現工期では見込めなくなったという原因。原因をまず明確にお答えいただきたいということと、もう1つは、時代とともに提案の方法は変わってきています。書き方が変わってきています。提案理由というのは、全て今議会に提出された中でも、いろんな条文全てに提案理由が書かれております。予算以外は全て書いてあるんですが、こいつにだけは書いてない。これは意図とするものはないというふうにお答えするかもしれませんが、何か意識的なような気がします。なぜそんなことをするのか。本来ならちゃんとした提案理由を記載すべきだと思いますが、その辺の理由をお聞かせいただきたい。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

#### 議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

#### 住民福祉課長（原田英一君）

まず原因につきましては、全協でもお話をさせていただいたとおりでございますが、この外構工事につきましては、建設工事と施工調整等もございまして、完了が見込めなくなったということの説明させていただいたところでございます。

もう1点の提案理由につきましては、全協の折に質問を受けましたので私も調べさせていただきましたが、平成25年以降6つの変更契約がございますが、いずれも変更理由等を書いたり、あるいは添付して説明したものは無くて、口頭での説明をしておりますので、それをそのままさせていただいたということでございますので、今後についてそういった要望がございましたら検討させていただきますが、今回はこれをお願いしたいということで特に意図的とか、そういったことはございませんので、よろしく願いをいたします。

（「議長、4番」の声あり）

#### 議長（伊藤芳孝君）

はい、4番。

#### 4番（森田昭夫君）

回数が3回に制限されているということですので、これ2回目ですべて水をかけるようになると思いますんで、あまり追及はしませんが、全協で話をしたって言うけれども、これは全協というのは言ってみれば非公式な会議であって、これがまさに住民に知らしめる大事な本会議であると思います。従って、ここで話をしたことは全て議事録で記録されますし、公表もされていくでしょう。それからこの議案書も、当然表に出して見えていくものであると思います。従って、この議案書というのは非常に大事な表紙であるようなものであると思います。そういったものにまず、提案理由が書かれてないというのはいかにも異常であるということ。それから全協で説明をしたと言うんですが、全協で説明したことはくどういようですが、公式なものじゃない。従って、住民に知らしめるきちんとしたものではないということ。ただ、工期が先ほども質問しましたが、工期が延長した原因は何か。なぜ工期が延長しなければならなかったのか、そのところが明確でない、はっきりしてない。やっぱりそういったことは住民に対してきちんと説明をすべきだと考えます。もう一度お伺いします。原因をお聞かせいただきたい。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

園舎の本体工事建設も行っているわけです、並行して。同時に施工できない部分等もございませう。そういったものの施工調整の中で、工期に完了できないという見込みになったため、今回お願いしたということでございます。

議長（伊藤芳孝君）

よろしいですか。他はよろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で、議案第 13 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4 番。反対です」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、4 番。

4 番（森田昭夫君）

私はこの議案に反対します。もともとほぼ約 1 億円という契約金額であります、数カ月間という 3 月に終わるという非常に短い期間。余りにも工期が短くて期限内にできるわけがないということが噂をされていた工事であります。さらに、4 億円という建築工事が同じ場所で施工しており、現場は資材の置き場や作業機器の置き場所などで混乱しており、工期に影響することは誰でも想像のできる工事であります。また、施工業者は施工工期が未永く目に見えて残るので、自慢のできる完成を目指して努力をしておっていただけたらと思います。例えば、路盤は機械で踏み固めた後は、数日置いてできれば雨にあてて、安定してから次の作業に移るだとか、あるいはコンクリートはしっかり乾いて固まってから、例えば塗装する場合はムラのないようにゆっくり丁寧に吹きつけて数日置いてから、さらに上塗りする。あるいは接着剤を使ったときも、接着剤を使った後は数日置いて、次の手順を踏むなどの時間をかけて作業をしていくものだと思います。それが施工業者の責任であり、施工業者が自慢できる工事になるかだと思います。作業員が多ければ工期が短縮できるというものではないと思います。このように工期を極端に短縮した場合、後から不都合が出てくることは確実であります。工事を請け負った業者に、いわゆる瑕疵担保責任を押しつけることは非常に無理があり、特にこういった公共工事では、そういったことは行方べきではないと考えます。保育園が開園した後でも、子どもたちの安全を図るために工事範囲を決めて、安全な設備を設置すれば、絶対に事故など起こらない施工は充分可能であります。むしろ、

急いで工期内に完成させることの方が危険であり、できあがったものも不完全で後から不都合が生じることを指摘しておきます。従って、公共設備である以上きちんとした工事をやっていただく、また業者にもその責任を持っていただくためには、余りにも工期が短すぎる。もっとゆっくりとしっかり作っていただいて、後まで、後々の時代まで誇れるようなものをつくっていただくのが本来の公共事業の仕事ではないかと考えますので、反対します。

（「議長、5番」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

賛成討論ですか。はい、5番。

**5番（加藤彰男君）**

新年度の4月から本当に保護者の皆さん、そして子どもたちが待っている新しい保育園がスタートします。確かに今回につきましては、プロポーザル方式を採用しながらワークショップということで、保護者の皆さんや職員も参加するという、そういうプロセスを経る中で、一定の工期の短さという状況もありました。しかし、新年度から保育園がオープンしていき、そして外構工事も含めて、早く新しい保育園が機能していく、全面的に機能していく。これは保護者の皆さん、子どもたち、そして町民皆さんの願いだと思います。今後、町政においては今回のこの工事におけるいろいろさまざまな部分を、また生かしながら教訓化しながら東栄町の事業に生かしていくということを踏まえまして、今回この外構工事の契約の変更につきましては、私は賛成いたします。以上です。

**議長（伊藤芳孝君）**

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより、議案第13号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。

（賛成者挙手：8名）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、挙手多数であります。よって、議案第13号『東栄町立保育園外構工事請負契約の変更について』の件は、原案のとおり可決されました。

## ----- 議案第14号 -----

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第18、議案第14号『愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

**総務課長（内藤敏行君）**

議案第 14 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 31 年 3 月 31 日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を脱退させることとし、愛知県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更するものとする。平成 31 年 3 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

1 枚はねていただきまして、新旧対照表をご覧ください。ただいま申し上げましたとおり、上の段に別表第 1（第 2 条関係）、下の段に別表第 2（第 5 条関係）がございます。いずれも常滑武豊衛生組合、これと日東衛生組合脱退によりまして、この文言を削除するものでございます。

1 枚戻っていただきまして、附則。この規約は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。2、この規約による変更後の愛知県市町村職員退職手当組合規約別表第 2 の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以降最初にその期日が告示される議員の一般選挙から適用する。

提案理由。この案を提出するのは、地方自治法第 290 条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議するため必要であるからである。以上でございます。

**議長（伊藤芳孝君）**

議案第 14 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で議案第 14 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

討論なしと認めます。これより、議案第 14 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号『愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について』の件は、原案のとおり可決されました。

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第 19、議案第 15 号『新城北設楽交通災害共済組合規約の変更について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

**総務課長（内藤敏行君）**

議案第 15 号 新城北設楽交通災害共済組合規約の変更について。

ここで修正をさせていただきたいと思えます。大変申し訳ございません。真ん中のあたりに附則がございます。「この条規約は」とありますが、この条例の条を一文字削除していただきたいということと、2行目最後「平成 30 年 1 月 1 日から施行する。」これを削除願います。大変申し訳ありません。この議案第 15 号につきましては、会期中に修正したものを配付させていただきたいと思えます。申し訳ありませんでした。

それでは、議案第 15 号 新城北設楽交通災害共済組合規約の変更について。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、新城北設楽交通災害共済組合規約を次のとおり変更するものとする。平成 31 年 3 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

それでは 1 枚はねていただきまして、新旧対照表でございます。これは組合事務所の移転によりまして、住所の変更させていただきます。「新城市字東入船 6 番地 1」から「新城市字東入船 115 番地」に変更するものでございます。

戻っていただきまして、附則。この規約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 号の規定による協議の整った日から施行する。

提案理由。この案を提出するのは、新城北設楽交通災害共済組合の事務所移転に伴い、新城北設楽交通災害共済組合規約を変更することについて、地方自治法第 290 条の規定により協議するため必要があるからである。以上でございます。

**議長（伊藤芳孝君）**

議案第 15 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

以上で、議案第 15 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 15 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号『新城北設楽交通災害共済組案規約の変更について』の件は、原案のとおり可決されました。

## 議案第 16 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 20、議案第 16 号『設楽町つぐ診療所で行う理学療法に関する事務の受託について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、病院事務長」の声あり）

はい、病院事務長。

病院事務長（伊藤知幸君）

議案第 16 号 設楽町つぐ診療所で行う理学療法に関する事務の受託について。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、設楽町つぐ診療所で行う理学療法に関する事務の管理及び執行を設楽町から受託するため、次のように規約を定め、事務の委託を受けるものとする。平成 31 年 3 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

設楽町つぐ診療所で行う理学療法にかかる事務委託に関する規約。この規約につきましては、設楽町つぐ診療所への理学療法士派遣について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律において、へき地診療所への医師派遣以外の医療従事者の派遣が禁止されているため、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項に規定されている地方公共団体の事務の一部を、他の地方公共団体に委託してこれを管理し、及び執行させることができるという規定に基づき、議案として規約を提出するものであります。

理学療法士は、東栄病院が指定管理者制度で社会医療法人せせらぎ会に運営を委託していたころから、診療補助業務への従事についての協定として業務を受託していますが、本来この業務は、医療従事者の派遣業務に当たるため、派遣委託契約ができないということで、今回平成 31 年度以降の業務受託に向けて飛躍化することが必要になりました。東栄病院とつぐ診療所の間で、この規約を設楽町と東栄町双方で議案として可決・承認いただいた後、告示して初めて効力が発生するものでございます。

それでは、規約の中身について概要を説明させていただきます。第 1 条では、設楽町から東栄町に対し、理学療法に関する事務を委託する旨を規定しています。第 2 条では、管理及び執行の方法については、理学療法士、作業療法士法に定めるところによる旨を規定しています。第 3 条では、委託事務に従事する日、時間についての規定です。第 4 条は、委託事務に関する費用は甲乙協議のうえ別に定める旨、請求と支払いの方法等に関する規定です。第 5 条は、委託事務執行にかかる収支は甲乙それぞれの予算において経理する旨を規定しています。第 6 条は、公務災害補償についての規定。第 7 条は、損害賠償責任についての規定です。第 8 条では、委託事務の管理及び執行について、必要に応じて連絡会議を開くことができる旨の規定です。第 9 条では、この規約により疑義が生じた場合及び定めのない事項については、甲乙協議して定める旨を規定しています。

附則。この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由。この案を提出するのは、理学療法に関する事務の管理及び執行を設楽町から受託するために、規約を定める必要があるからである。以上でございます。

**議長（伊藤芳孝君）**

議案第 16 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、8 番」の声あり）

はい、8 番。

**8 番（柴田吉夫君）**

まず、本町に理学療法士がおられるということについては承知をしておりますが、今回の派遣について、東栄病院も診療所になりました。有床ではありますが、暫定的な有床診療所というものでありますが、診療所になったわけであります。それから津具、豊根と 3 町村の協定によって、医師派遣をしておいたものも同列の診療所になったために、もう医師派遣をしてないという状況であります。今年までと言いますか年度末までは、設楽町にも派遣をしておるようですが、新年度からは派遣を両町村ともしないというような状況になって、本町の理学療法士を津具へ派遣をして、津具で理学療法の処置を施すということだと思っておりますが、私はそのような時間があれば、東栄病院も医療センター、今回名称が変わって東栄医療センターですが、そこもそんなに余力のある人材を抱えておるわけではない。従って、1 日 9 時から 5 時まで週 1 回というふうになっていますが、週 1 回 9 時から 5 時まで派遣をするような余裕があれば本来は東栄診療所、東栄医療センターで、私は理学療法の施術といいますかりハビリを指導するのが私は当たり前で、つぐ診療所に理学療法士がいないということであれば、これは設楽町で理学療法士を採用して専念させるべきではないかと思いますが、ここに至った経過を教えてください。どうしてこういうことをするのか私の意見が違わないのかどうかも含めて、事務長のお考えを聞きたいと思っております。

（「議長、病院事務長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、病院事務長。

**病院事務長（伊藤知幸君）**

柴田議員のおっしゃるとおりと言いますか、本来はそういうよその町村へ行く余裕があるなら、自分ところでもっと他のこととというのは、私はよく分かりますけれども、病院のときは一応北設の拠点病院ということで、つぐ診療所ですとか豊根村診療所へ診療の補助というかそういう形で行って、それにそういうこともしているの、県の方から医師の派遣もしてくれたとかそういうこともあったと思っております。今回の東栄病院が診療所になるということで、そうなれば立場が同じじゃないかということだと思っておりますけれども、診療所にはなりましたけれども、やはりまだそういう、今度県の方から東栄医療センターの方へ派遣していただける自治医科大学の先生についても、そういう中心的に診療所というもののそういうこともやっているから、中心的にやっているところでは医師のことも考えますよというような意味合いもあるということで、なるべく協力のできる場所は協力してということを考えていましたので、津具へも理学療法士が派遣できる状況であれば派遣するというような形でいきたいということ考えてものでありますけど。

（「議長、町長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、町長。

**町長（村上孝治君）**

まず1点、お互いが診療所ではありますが、先ほど言いました1月30日の日に医療体制については、それぞれ今まで東栄病院の代替部分含めて調整をさせていただきました。来年度以降もそういう状況が続きます。それから、理学療法士・作業療法士については余剰がある、現実的に。それは整形の状況につきましても、医師の状況の中で今現在、東栄病院は理学療法士2名、作業療法士が2名で、4名で運営している。実際にそういう状況の中で、やはり出れるところ出ていただくということをお願いしております。特に施設内へ採用するということは設楽町の問題であります。設楽町には実際には理学療法士・作業療法士がいませんので、私どもが先ほどお話ししたように、せせらぎ会の状況のときからも派遣をさせていただき、お手伝いをさせていただいている。今回はお互いが自治体病院という状況、診療所にはなりますが、そういう状況の連携でありますので、ここへ週1回委託の契約を結ばせていただいて、手続きをとらせていただくという状況でございますので、柴田議員がおっしゃるように余剰がなければ出せる問題ではございませんので、しっかりそういうところは調整をさせていただく。今後、やまゆり荘あたりも実質的にはいわゆるそういう技術者がいませんので、連携をとれるところはしっかり病院といわゆる明峰福祉会とも連携をとりながら今後も進めていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

（「議長、8番」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、8番。

**8番（柴田吉夫君）**

今、作業療法士が2名、それから理学療法士が2名の4名の体制で東栄医療センターをやっておる。町長も余力がないわけではなくて、若干余剰の時間があるというようなお話でしたが、それであれば、今町長が自ら言われるように、やまゆり荘でもあるいは東栄の家でも行けるわけで、そこで理学療法なり作業療法を施すということが出来るわけで、あえて聞くところによりますと今回早川医師は、東栄病院を去られる。どこへ行くかっていうと新城市民病院に赴任されるというようなお話も聞いておりますが、それで早川先生が行くかどなたが津具へ行くか分かりませんが、いずれにしてもそういう派遣元のドクターがおるところへ、私は理学療法士もこういう協定結ぶのが行けないわけじゃありませんので、行くべきではないのかなと思いますし、余力があるから行くっていうのは余力があれば1人削ればいいんじゃないのと、売り言葉に買い言葉ではありませんが、そういうことになろうかなと思いますが、いずれにしても私はそこら辺のことが分かりませんでしたのでお聞きをしたわけですが、余力があるから行くっていうのはちょっと私には納得できませんので、そういう意見だけを申し上げておきます。

（「議長、町長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、町長。

**町長（村上孝治君）**

余力があると言いますか実績4名おりますので、今回医療構想をやった段階でそれぞれの機関との調整をやっております。地域包括ケアの中で、やはり病院が関わる部分としては、4名のいわゆるえさリハビリの職員がおるわけでございますので、しっかり連携をとれておれば、それぞれの施設で先ほど言いましたように、雇用ができればそれが当然施設リハとしてやられるわけがありますので、そうでないところについては、東栄病院で実績にそういった連携もとれるところはやはり出るべきではないかというふうに思っています。人件費を削減という話であります、4名の部分をやはりそこで支出をしていかないかという状況もあるわけでございますので、しっかり今後もそれぞれの町内にある施設も含め、郡内も含めてそういうところと、私どもが医療としての連携がとれるのであれば、しっかり調整をさせていただきたい。

それから新城市民病院との連携も、早川先生の話が出ましたが、新城市民病院へ4月から転勤をされますが、引き続き新城市民病院は今月にはお邪魔をさせていただいて、後方病院としての連携をとらせていただきますし、不足のところはまた補っていただく。東栄病院だけではなく、郡内も含めて調整をさせていただきます。以上でございます。

（「議長、4番」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、4番。

**4番（森田昭夫君）**

余裕がある、いわゆる暇であるということで、先ほどの8番議員と同じような感覚を持っています。東栄病院があれだけ赤字を抱えておりながら、余裕のある職員を置いておくというのは大体おかしな話で、いかにもこれは考え方がおかしいんじゃないかと思えます。

1つここで質問しますが、費用の負担はどういう根拠で費用負担を、これには費用が発生すると思えます、委託する。そのための費用の負担の根拠をまず示していただきたい。

（「議長、病院事務長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、病院事務長。

**病院事務長（伊藤知幸君）**

費用につきましては、へき地医療支援機構の単価があるんですけども、それに基づいて設楽町の方から支出していただけるという話でございます。それは、そういう契約というか結ぶようになっています。

（「議長、4番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、4番。

4番（森田昭夫君）

だからその根拠は何なのか。へき地医療の根拠は何なのか、いくらなのかというところを聞いているんですよ。いわゆる根拠を示していただきたい。それは何を根拠にして出しているのか。いわゆるへき地何とかってやつの根拠はどこにあるのか。

議長（伊藤芳孝君）

質問わかりますか。

（「議長、病院事務長」の声あり）

はい、病院事務長。

病院事務長（伊藤知幸君）

今ここで示すっていうのができないので、後日示させてもらいます。

4番（森田昭夫君）

これ討論に入るんでしょ。答えれんじゃ決めれないじゃないですか。賛成なのか反対なのか分からん。何を根拠にしているか分からんじゃ困る。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

数値的な根拠という部分ではないですが、今の事務長が言いましたのは、愛知県へき地医療支援機構というへき地に代診医なんか送っている機構がございます。これは県の組織でございます。その中で、医師を派遣するといくらとかそういうものが単価として、恐らく実勢価格、人件費を積み上げたものだと思います。1日当たり、半日にしていくらとかそういったものが決まっておりますので、それを使いたいということを事務長申し上げたということで、その数字自体の根拠を今お示しできませんが、そういったものを使うということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（「議長、4番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、4番。

4番（森田昭夫君）

まず、こういう提案するんだったら、やっぱりきちんとした裏づけや根拠、そういったものを示して作っておくべきだと思います。今言ったこれも想定でしかありませんので、想定でしか話

ができないですよ、例えば今の医師会で示した金額っていうのは、設楽町に人を派遣するよと。それはあくまでも国で決められた、あるいは県のような法律・規則で決められたこの金額でなければ派遣しちゃいかんとか、この金額じゃなきゃいかんというものではないわけですよ、多分恐らく。これ想定です。だって分からないんですから。でないなら相手との話の中で、いくらで派遣しましょうと。じゃあいくらじゃ高いからもうちょっと安くしてちょうだいよと、こういう話が当然自治体同士だからあるはずなんです。これはもう全て想定の話なんです、例えばそれが理学療法士や作業療法士のいわゆる金額が、例えばその人のいわゆる先ほど言った給与だとしたときに、年間 250 日なら 250 日働いたうちの例えば 100 日働いたなら、250 分の 100 をもらうよと。いわゆる契約金額にしましょうよと。こんな金額おかしいんですよ。例えば、理学療法士や作業療法士行けば働くわけでしょ。働けば当然医療費って発生するわけです。そういうことになりますよね。その出た医療費は東栄町に来るのか来んのか、契約の中で。だったら東栄町でその人は働けば医療費って発生してますよね。その分だけ東栄町のあの赤字のセンターがますます赤字になっていくわけなんです。そういうことですよ。例えば年間 250 日働いたとすると、あと 365 日あとの 100 日はいわゆる休暇等あるわけです。休暇を全部東栄町が持つということになるんじゃないですか。だからその辺のいわゆる委託費っていうのは、どういう計算でどうやっているかということをやっぱりきちっとすべきなんです。いくらか分かりませんでどういうふうか分かりませんで、いくらかは多分分かるとはしょうけども、根拠は分かりませんで、どういふ計算なのか分かりませんで、儲かっているのかも損しているのかも分からん。こんなデタラメな契約はないはずですよ。これじゃ議案にはならないんですよ、ちゃんと説明できなければ。やっぱりきちんとして説明ができるようにしていただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

（「議長、町長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、町長。

**町長（村上孝治君）**

お金の話は今言ったように、まだ金額を持っておりませんで分かりませんで、ここではつぐ診療所に理学療法士を出していいかということでありませんで、今おっしゃったとおり、病院の中では 4 人を回すだけの現在、いわゆる技術者が働くだけの余裕が仕事としてはありませんで、だから出ささせていただきます。そして出ればそれだけの報酬としていただけるわけですよ。診療報酬は入るわけではありませんで、これは、4 番議員さんはもともと行政出身者ですから、そこに雇ってそこでやれば、つぐ診療所は診療報酬として入るわけですよ。だからそこであるものを人件費の代わりとして受託・委託の中で 1 回当たりいくらというのをいただくわけですよ。そういうことでの提案でございますので、お金の話は調べてさせていただきます、本会議中にも出させていただきます。この後でも出させていただきますが、この場合は、病院からお互いの自治体関係の委託契約ですから、これは分かっていたらと思ひませんで、これを分からないというふうになるとちょっと説明のしようがございませんで。

（「議長、4 番」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、4番。

#### 4番（森田昭夫君）

最後にします。本来は、これは最後でなくてこういった議論というのは、きっちりもっと積み上げるべきなんです。こういう話をいきなりこんなもん出してきてこれだと。これおかしい話ですので、そのことは申し上げておきます。

それともう1つ、先ほど言った今町長が言ったように、私ももちろん自治体の出身です。当時、私が役場に勤めていた時から、東栄病院から医師を派遣していました。私が町長をさせていただいたとき、その総費用を見たときに余りにも数字がおかしかったんです。何がおかしかったか。医師を派遣するのに、医師の給与の先ほど言ったように250分の幾日というふうに出していたんですね、1日当たりいくらと。医療費は全てその相手方に入る。医師の研修の費用だとか休みだとか、そういったものは全部こちら持ちなんです。これは余りにもおかしいと。だからそのときに変えたんです、費用を。変えなきゃおかしい。これでは東栄町から派遣できない、あまりにも東栄町が全部赤字をするだけじゃない、おかしいなって変えたんです。また、同じことがされるようとしてるんです。

だからこういったことが、やっぱりこういった自治体間の問題ですので、きちんと議論を積み上げて、それからこういう議案を提案すべきであって、こんなデタラメなやり方はないということと指摘しておきます。

（「議長、5番」の声あり）

#### 5番（加藤彰男君）

今回議案として、このつぐ診療所関係の事務委託ということが提案されています。私は政策的判断をやはりもう一度確認したいと思うんですね。今回、今の話の議論のように理学療法士と作業療法士が2人づつというところから始まるわけですけども、まず前提は私たちがこの町の医療、ここまで来るときにどういう歴史だったのか。新城市民病院があり、また救急車で緊急の場合は運ばれて豊川市民病院へ、そしてドクターヘリで。そういった医療自身が持っている広域性です。私たちはそれを支えながらこの医療を継続できたということだと思うんですね。今回郡の中において、つぐ診療所において、もう医師がいてその医師の中で医療行為が行われて、そこに理学的であり、また作業療法という部分も必要だということが今後起こってくる。これを、この郡の中の中核病院として歴史をもっている東栄町が、どうやっぱり果たしていくのか、確かに診療所なんだけども、しかしそこで求められて私たちの位置、それまで支えられてきた部分も含めて考えたときに、これにんていこうと。これは私多分、この町が今持っている医療に対する考え方、この政策判断を執行部が行おうとしてるわけです。課長からあったように客観的に見れば、県におけるそういう仕組みがあって、料金体系があるわけですから、これは運用されていく中で正しく適用されていくというか、運用されていくわけですから、それは事業実績というふうになると思うんですね。私たちやはりこのときで、確かに実際始まったときどういうふうに運用されるかにしても、基本的な部分のこの政策判断をどう支持するか。これが今回の議案の本質的な問題だと思うんです。そういう点でどうでしょうか。

（「議長、2番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、2番。

2番（原田安生君）

1件確認をさせていただきます。今現在、東栄病院として津具には、月1回だとか週1回だとか知らんけども、今既に派遣をされているが、こちらが診療所になるために、こういう契約が必要だということによろしいのでしょうか。

（「議長、病院事務長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、病院事務長。

病院事務長（伊藤知幸君）

そうです。本来はそういうきちっとした契約を結ばなければいけないんですけども、今までは業務委託とかそういうやり方でやってきたので、本来ではないということで、きちっとした契約するために派遣ではだめなので、そういう市町村間の規約を制定してやるという形が今回必要かどうか、そういうことです。

議長（伊藤芳孝君）

他はよろしいですか。

（「議長、8番」の声あり）

8番（柴田吉夫君）

ちょっと確認させていただきたいんですけど。今の2番議員さんの質問に関連して、ドクターは派遣をしておりますが、こういう理学療法あるいは作業療法のような技術職を今までも派遣しておられたのか。いやいやそうじゃないよ、ドクターだけだよ。今回は初めてこういうケースがあるので、今言う事務の受託をしなきゃいけないと。要するに公営企業体ではありませんので、東栄町の医療機関ですから、こういう契約が必要だよということなのか。今、2番議員さんが言われるように、ドクターはじめ、こういう理学療法士で薬剤師だとかっていう人まで派遣をしておったのか。そこら辺はつきり答えていただけますか。

（「議長、病院事務長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、病院事務長。

病院事務長（伊藤知幸君）

今までも派遣はしておりました。医師については、へき地診療所に派遣することは派遣法で許されているので大丈夫なんですけれども、それ以外の医療職についてはそれができないということで、本来は普通の契約で派遣できない。そういう規約を結ばないとできないということです。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、住民福祉課長。

**住民福祉課長（原田英一君）**

29年度まではせせらぎ会民間でございまして、公務員じゃなかったわけでございます。例えばこれ津具へ毎週確か派遣をしておったと思います。それについては、その個人に対して津具、設楽町が給与を払って、その1日だけを雇うような形式をとっておったというふうに聞いておりますので、その4日分については、せせらぎ会が払うというような形での雇用ができたわけですが、公務員になると在籍出向と言って、もうまるっきり派遣することは自治体間できますが、それならはできますが、その1日だけっていう派遣形態はとれませんので、今回こういう規約をつくって協定を結んでお願いしたいというのが、今回の指示でございますのでよろしく申し上げます。

**議長（伊藤芳孝君）**

最初からそういう説明が欲しかったですね。他はよろしいですか。

はい、以上で議案第16号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4番。反対です。」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

反対討論、4番。

**4番（森田昭夫君）**

はい、先ほど言ったように、余りにも内容が不鮮明であり、十分な議論がされておられません。このようなことはもっとやっぱりきちんと、いわゆる東栄病院、新しい医療センターですか、いわゆる医療のあり方も含めて、きっちり検討研究すべきでありますので、この議案には反対します。

**議長（伊藤芳孝君）**

次に原案に賛成討論の発言を許します。

（「議長、7番」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、7番。

**7番（峯田明君）**

先ほど理学療法士の余力があるという町長の説明がありましたとおり、だからと言って人員を減らせるかということ、今公設公営という医療センター、そういうシステムを構築しようとしているわけですので、その段階で公務員が人数を減らすということは、可能ならばできるでしょうけれども、今現在ではそれができないという状況の中で、なおかつそれだけの仕事量もないというこ

とであれば、当然従来からの郡内での医療体制の協力体制を維持するという意味でも、やはり派遣に関しては、そういうことがあってもしかるべきだなとそういうふうに思いますので、この件に関しては賛成をいたします。なお、人件費うんぬんということを細かく言っていけば、いろんな問題もあろうかと思いますが、今できる範囲の中で、また従来のやり方で是としてきた部分は、尊重しながらやっていただければとそうふうに思いますので、この件に関しては賛成に回りたいと思います。

**議長（伊藤芳孝君）**

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第 16 号の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、「挙手」をお願いします。

（賛成挙手者：7名）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、挙手多数であります。よって議案第 16 号『設楽町つぐ診療所で行う理学療法に関する事務の受託について』の件は、原案のとおり可決されました。

## ----- 議案第 17 号 -----

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、日程第 21、議案第 17 号『平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 8 号）について』の件を議題といたします。予算内容の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

**副町長（伊藤克明君）**

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。議案第 17 号 平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 8 号）について。平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 8 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 31 年 3 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 8 号）。平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 8 号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 110,620 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,027,814 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。第 2 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 123 条第 1 項の規定により、翌

年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。第3条、既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、1款町税 910千円。2款地方譲与税 500千円の減。6款地方消費税交付金 1,000千円の減。7款自動車取得税交付金 4,600千円。9款地方交付税 47,476千円の減。11款分担金及び負担金 6,497千円の減。12款使用料及び手数料 29,940千円。13款国庫支出金 2,830千円の減。14款県支出金 528千円の減。15款財産収入 363千円の減。16款寄付金 144,594千円。17款繰入金 1,326千円。18款繰越金 745千円。19款諸収入 201千円の減。20款町債 21,100千円の減。歳入合計 101,620千円。計 4,027,814千円

歳出、1款議会費 133千円の減。2款総務費 7,842千円の減。3款民生費 417千円の減。4款衛生費 31,948千円の減。5款農林水産業費 6,256千円の減。6款商工費 2,112千円の減。7款土木費 14,879千円の減。8款消防費 0。9款教育費 2,206千円の減。10款災害復旧費 3,801千円の減。12款諸支出金 171,214千円。歳出合計 101,620千円。計 4,027,814千円

第2表 繰越明許費。2款総務費1項総務管理費、例規整備支援業務 1,728千円。2款総務費1項総務管理費、「とうえいの木」家づくり定住支援事業 1,250千円。2款総務費2項選挙費、愛知県議会議員選挙 5,869千円。9款教育費2項小学校費、普通教室エアコン設置工事 16,813千円。9款教育費3項中学校費、普通教室エアコン設置工事 9,778千円。10款災害復旧費1項土木災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業 32,450千円。

第3表 地方債補正。変更、起債の目的と補正後の金額を読み上げます。中央統合簡易水道建設事業 8,000千円。林道富沢線改良工事 2,700千円。林道小田山登線舗装工事 6,700千円。林道名倉線改良工事 2,700千円。林道駒久保線改良工事 1,900千円。林道下モ山線舗装工事 3,200千円。町道西菌目坪沢線側溝整備工事 4,800千円。町道河内中在家線改良工事 19,800千円。町道深谷池場線側溝整備工事 2,800千円。小型動力ポンプ付積載車 6,700千円。三輪コミュニティーセンター非常警報装置設置工事 0。東栄中学校屋内運動場改修工事 570千円。B&G体育館及びプール外壁塗装等修繕工事 21,900千円。町営バス購入事業 3,500千円。町道下柿野尾呂線災害復旧工事 17,700千円。計 108,100千円。

それでは、予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。まず全般的なことですが、今回の補正につきましては、精算による減額補正が主なものでありますので、それらについての説明は省略させていただきます。27ページをお開きください。1款議会費は実績見込みによる精算であります。次に28ページをお願いします。ここで修正をお願いしたいと思いますが、1目一般管理費の19節負担金補助及び交付金であります。こちらの4北設広域事務組合負担金の下が協議会負担金となっておりますが、この前に文字を挿入いただきたいと思っております。6として「愛知県県内市町村情報化」と入れていただきたいと思っております。「愛知県県内市町村情報化協議会負担金」です。それから、7の県職員派遣負担金の下の「派遣負担金」につきましては削除をお願いいたします。失礼いたしました、よろしく願いいたします。それでは28ページの説明をさせていただきます。2款1項1目一般管理費3節の退職手当は、早期退職者1名分の退職手当組合の特別負担金です。4節職員共済組合負担金、12節の郵便料、13節ふるさと寄附PR決裁発送委託料及び14節の有料道路通行料は、実績見込みにより増額するものです。19節北設広域事務組合負担金の増額は、事務共通費の増によるものです。県職員派遣負担金は実績見込みによる増額です。3目会計管理費12節手数料は、口座振替手数料等の実績見込みによる増額です。4目財産管理費11節の燃料費、光熱費及び修繕料は実績見込みによる増額、12節

手数料は公用車の車検料が増えたことによる増額、自動車保険料は任意保険料の値上がりによる増額であります。続いて29ページ、7目企画費13節和太鼓絆プロジェクト出演者輸送業務委託料は、燃料の値上がりによる増額であります。30ページは実績見込みによる精算です。31ページ2項2目賦課徴収費は、督促手数料の増による財源更正であります。32ページ4項4目愛知県議会議員選挙費は、4月7日に執行される選挙に係る経費を増額するもので、12月補正の額と合わせて総額で5,869千円となり、全額を繰越すものです。33ページは実績見込みによる精算です。34ページ3款1項2目国民年金事務取扱費13節産前産後期間保険料免除関係システム改修委託料は、出産予定日または出産日が属する月の前月から、4カ月間の国民年金保険料が免除される制度が4月1日から施行されることに伴い、国民年金のシステムを変更するためのもので、全額国の国民年金事務交付金が充てられます。3目障害者福祉の9節旅費20節扶助費は実績見込みによる増額。23節返還金は、29年度の自立支援給付費、地域生活支援事業費及び障害者医療費に係る国県の負担金補助金の精算によるものです。5目母子福祉費の12節手数料は、母子医療費に係る審査支払い手数料の実績見込みによる増額です。35ページ2項1目児童福祉総務費7節放課後児童クラブ賃金は実績見込みによる増額。23節返還金は、放課後児童クラブと子育て支援センターに係る平成29年度子ども子育て交付金の精算によるものです。2目保育園費1節嘱託保育士報酬3節通勤手当及び4節社会保険料は、実績見込みによる増額。14節土地借上料は、新保育園建設に伴い、小学校の駐車場として借り上げた借地料です。36ページ3項1目総務管理費19節東三河広域連合負担金は、当初見込みより介護給付費が増えたことにより増額するものです。5目社保充実分任意事業費4節社会保険料は、年度途中に保険料が変更となったことによる増額です。37ページから38ページは、実績見込みによる精算です。39ページ5款1項6目千代姫荘施設費11節光熱水費は、実績見込みによる増額です。41ページ2項2目林業振興費19節間伐材搬出事業等補助金は、木の駅プロジェクトの実績は減ったものの、搬出補助の実績が伸びたため増額するものです。中小企業退職金共済制度掛金助成事業補助金と林業従事者社会保険料助成金は、対象となる森林組合の作業員が1名増えたことによる増額です。4目森林整備費13節あいち森と緑づくり事業委託料は、事業の内容が確定したことによる増額です。42ページ6款1項2目商工振興費19節の中小企業制度資金利子補給金は、当初予定より借入金額が増えたことにより増額です。3目観光費7節の臨時職員賃金は、最低賃金が上がったことによる増額です。5目温泉施設費11節光熱水費は、急速充電器の電気料の実績見込みによる増額。修繕料は、源泉かけ流し及び女子浴槽のシャワー関係に係る修繕により増額するものです。43ページ7款1項1目土木総務費11節印刷製本費は、実績見込みによる増額。13節東栄IC案内看板更新委託料は、東栄IC入り口の国道151号、豊橋寄りに設置してあります案内看板について、佐久間道路が開通したことに伴い内容を修正するものです。44ページから46ページまでは、実績見込みによる精算です。47ページ8款1項3目消防施設費及び5目防災諸費は、町債を減額したことによる財源更正です。48ページは実績見込みによる精算です。49ページ9款2項2目教育振興費7節特別支援教育支援員賃金は、1日当たりの勤務時間数が増えたことによる増額です。3目学校施設費は、小学校のエアコン整備にかかる国庫補助金の増による財源更正です。50ページから52ページまでは実績見込みによる精算です。53ページ6項5目体育施設費ですが、町債を減額したことによる財源更正です。54ページから55ページまでは実績見込みによる精算です。56ページ12款1項1目財政調整基金積立金は預金利子の実績による増額。公共建設発生土処理場使用料が増えたことと、せせらぎ会の精算による寄附金を積み立てることによる増額です。57ページは実績

見込みによるものです。

次に歳入の説明をさせていただきます。3ページをお開きください。1款1項市町村民税から6ページ4項町たばこ税までは、現年度と滞納繰越分の収納見込みによるものです。7ページの2款地方譲与税から13ページの12款使用料及び手数料までは、収入見込みによる増減です。14ページから19ページまでの13款国庫支出金及び14款県支出金は、それぞれ給付費等の実績見込める増減、事業実施の精算による増減のものです。15ページの国民年金事務交付金はシステム改修に係るものであります。20ページ15款財産収入は歳入見込みによる減額です。21ページ16款1項1目一般寄附金の東栄ふるさと寄附金は、歳入見込みを当初の10,000千円から9,500千円修正し減額するもの。せせらぎ会寄附金は、せせらぎ会の解散に伴う精算金です。22ページ17款2項1目高齢者いきいき健康増進基金繰入金は、温泉の修繕に係るものです。23ページ18款繰越金は、今回の補正の財源不足分を計上してあります。24ページから25ページは主に歳入見込みによるものですが、26ページの20款町債は需用費確定に伴う減額です。次に58ページから63ページにつきましては、年度内に事業完了できない6事業について、翌年度に繰り越しをさせていただきます。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

**議長（伊藤芳孝君）**

議案第17号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。補正予算説明書の「歳出」からお願いします。補正予算説明書27ページから33ページになります。1款議会費、2款総務費。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、続いて、補正予算説明書34ページから38ページになります。3款民生費、4款衛生費、質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

**4番（森田昭夫君）**

36ページの包括的支援事業。この財源更正のいわゆる内訳というか、内容を教えてください。一般財源かなり増えていまして、その他が減っていますが、ここの財源更正の理由を教えてください。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、住民福祉課長。

**住民福祉課長（原田英一君）**

すぐ分かりかねますのでちょっと調べさせていただいて、報告させていただきます。答えさせていただきます。

議長（伊藤芳孝君）

他によろしいですかね。それでは続いて、補正予算説明書 39 ページから 47 ページになります。5 款農林水産業費、6 款商工費、7 款土木費、8 款消防費。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい。続いて、補正予算説明書 48 ページから 54 ページになります。9 款教育費、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、続いて、補正予算説明書 55 ページから 57 ページになります。10 款災害復旧費、12 款諸支出金。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で「歳出」の質疑を終わります。次に「歳入」全般について質疑をお願いします。3 ページから 26 ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で、議案第 17 号の質疑を打ち切ります。

---

## 議案第 18～19 号

---

議長（伊藤芳孝君）

冒頭に住民福祉課長からの先ほどの件でお願いします。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

すいません、先ほどの財源更正の件につきましては、ちょっとしっかりした確認がとれませんでしたので、後日予算委員会または皆さんお揃いの議会の席で説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（伊藤芳孝君）

ここでお諮りします。日程第 22、議案第 18 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計補正

予算（第2号）について』、日程第23、議案第19号『平成30年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について』の2案件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第18号と議案第19号までの2案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

#### 住民福祉課長（原田英一君）

それでは予算書の9ページをお願いいたします。議案第18号平成30年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。平成30年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成31年3月5日提出、東栄町長 村上孝治。

平成30年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）平成30年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,621千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ439,259千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、1款国民健康保険料6,013千円。3款国庫支出金94千円。5款県支出金2,749千円の減。7款繰入金708千円の減。8款繰越金43,965千円。9款諸収入6千円。歳入合計46,621千円の増。計439,259千円。

歳出、1款総務費財源更正でございます。2款保険給付費10,209千円。3款国民健康保険事業費納付金3,248千円の減。6款保健事業費財源更正でございます。7款基金積立金39,999千円。9款諸支出金339千円の減。10款予備費これも財源更正でございます。歳出合計46,621千円の増。計4,439,259千円。

説明書の73ページをご覧いただきたいと思います。ここは、歳出をお願いいたします。1款1項1目一般管理費、補正額は0でございますが財源更正でございます。2款1項1目一般被保険者療養給付費12,346千円、それから2目退職被保険者等療養給付費5,327千円の減、いずれも実績見込みに伴うものでございます。2款2項1目一般被保険者高額療養費2,770千円の増でございます。以下、実績見込みに伴うものでございますので、朗読で説明にかえさせていただきます。2款4項1目出産育児一時金420千円の増。3款1項1目一般被保険者医療給付費分2,463千円の減。3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分205千円の減。2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分3千円の減。3款3項1目介護納付金分577千円の減。6款2項1目特定健康診査等事業費、これについては財源更正でございます。7款1項1目国民健康保険財政調整基金積立金39,999千円増でございます。基金を40,000千円にして積み立てるものでございます。9款1項6目療養給付費等負担金償還金339千円の減。10款1項1目予備費、財源更正でございます。

歳入の67ページをお願いいたします。3款1項2目特定健康診査等負担金94千円の増。5款

1 項 1 目保険給付費等交付金 2,749 千円の減。7 款 1 項 1 目一般会計繰入金 708 千円の減。8 款 1 項 1 目繰越金 43,965 千円の増。9 款 1 項 1 目延滞金 6 千円の増でございます。以上でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計の補正予算をお願いいたします。予算書の 13 ページをお願いいたします。議案第 19 号 平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について。平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 31 年 3 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）。平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 11,995 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 129,533 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正。歳入、1 款後期高齢者医療保険料 5,655 千円の減。4 款繰入金 6,777 千円の減。5 款繰越金 398 千円。6 款諸収入 39 千円。歳入合計 11,995 千円の減。計 129,553 千円。

歳出、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 11,995 千円の減。3 款後期高齢者医療費、財源更正でございます。4 款諸支出金についても財源更正でございます。歳出合計 11,995 千円の減。計 129,553 千円でございます。

歳出、説明書の 91 ページをご覧ください。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 11,995 千円。3 款 1 項 1 目後期高齢者医療費、これは財源更正でございます。4 款 1 項 1 目保険料還付金についても財源更正です。

87 ページ、歳入にお戻りください。1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料 5,655 千円の減。4 款 1 項 1 目一般会計繰入金 6,777 千円の減。5 款 1 項 1 目繰越金 398 千円の増。6 款 2 項 1 目保険料還付金 39 千円の増。以上でございます。

#### 議長（伊藤芳孝君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入りますが、質疑は議案ごとに行います。

はじめに、議案第 18 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について』の質疑を行います。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 67 ページから 83 ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 18 号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 19 号『平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について』の質疑を行います。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 87 ページから 93 ページになります。質疑はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

**4 番（森田昭夫君）**

1つお伺いします。93 ページの例えば保険料の財源更正ですが、これは単純に手続のミスという事でよろしいですか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、住民福祉課長。

**住民福祉課長（原田英一君）**

ミスということではなくて、全体の中で最終的な納付金あるいはそういった給付金等を見て、財源更正をし直しますんで、ミスということではございません。

（「議長、4 番」の声あり）

**4 番（森田昭夫君）**

ミスということではなければ、もともと予算が 231 千円しかなかったわけですよ。保険料の還付金ですので、もともと保険料というのは納められたお金。これをいわゆる一般財源から返すという予算だったのを、言ってみればその他、要は保険料から返すということになるんですが、これは考え方がどういうふうに考えればいいわけですか。これをミスというのならよく分かるんですが、本来の入ったお金が取り過ぎたから返すんで、もともといわゆる一般財源ではなくて取り過ぎた保険料から返すんだから、その他になるということに考えたんですが、どういうふうに考えればよろしいでしょうかね、これ。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、住民福祉課長。

**住民福祉課長（原田英一君）**

保険料の還付金につきましては、一定の枠取りという形での話になりますので、それがもし実際変化が出た場合には財源として充当するという事で、財源更正を最後にとどまってくる部分というふうに処理しております。

（「議長、4 番」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、4 番。

**4 番（森田昭夫君）**

3 回目ですがもう 1 回。じゃあこれは変えなきゃならん理由はどこにあるわけですか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、住民福祉課長。

**住民福祉課長（原田英一君）**

変えなければならない理由と言いますか、それにつきましては最終的に保険料で還付しますので、保険料を最終的にその他財源に変えるということになりますが、当初の予算の段階では財源を合わせるために、一般財源を充当して予算を組んでおりますので、そういった財源更正をしたということです。

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、他はよろしいですか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で議案第 19 号の質疑を打ち切ります。

----- **議案第 20～22 号** -----

**議長（伊藤芳孝君）**

ここでお諮りします。日程第 24、議案第 20 号『平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について』、日程第 25、議案第 21 号『平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について』、日程第 26、議案第 22 号『平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について』の 3 案件を一括議題とし、質疑は議案のごとに行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 20 号から議案第 22 号までの 3 案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

はい、事業課長。

**事業課長（伊藤久司君）**

それでは、補正予算書の 17 ページをご覧ください。議案第 20 号 平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について。平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 31 年 3 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）。平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,484 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ 142,298 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、1款分担金及び負担金 1,654 千円。5款繰入金 9,338 千円の減。6款繰越金 6,009 千円の増。7款諸収入 1,191 千円。8款町債 5,000 千円の減。歳入合計 5,484 千円の減。計 142,298 千円。歳出、2款簡易水道事業費 2,008 千円の減。3款水道建設費 3,476 千円の減。歳出合計 5,484 千円の減。計 142,298 千円。

第2表 地方債補正。1、変更。起債の目的、東栄町東栄簡易水道建設事業。表の補正後の方をお願いします。補正後の限度額 8,000 千円。計 8,000 千円。その他、起債の方法等につきましては変更ございません。

続いて、予算説明書の 102 ページをご覧ください。歳出、2款1項1目水道管理費 2,008 千円の減。13節の委託料の減につきましては、請負額の精算によるものでございます。料金調定システム言語変更につきましては、4月に業務が行われるため、新年度予算に計上させていただいております。18節量水器等購入費につきましても、量水器購入のための入札金額でございます。次ページをお願いします。3款1項1目水道建設費 3,476 千円。13節委託料、15節工事請負費ともに請負残額の精算による減額でございます。次に、予算説明書の 97 ページをご覧ください。歳入、1款1項1目負担金 1,654 千円の増。これは加入者負担金の本年度実績によるものでございます。次ページをお願いします。5款1項1目一般会計繰入金。これは、施設整備費 4,338 千円と起債分 5,000 千円の減額によるものでございます。6款1項1目繰越金 6,009 千円の増。これは、前年度繰越金の精算によるものでございます。100 ページをお願いします。7款1項1目雑入 1,191 千円の増。増額の主な要因は、消費税の還付に伴うものでございます。8款1項1目水道建設債 5,000 千円の減。これは水道建設債の減額によるものでございます。以上で簡易水道特別会計の説明を終わります。

続きまして、補正予算書の 23 ページをご覧ください。議案第 21 号 平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について。平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 31 年 3 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。平成 30 年度東栄町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 147,083 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、1款分担金及び負担金 300 千円。2款使用料及び手数料、944 千円。4款繰入金 7,349 千円の減。5款繰越金は 4,105 千円。歳入合計 2,000 千円の減。計 147,083 千円。

歳出、1款下水道事業費 補正額 2,000 千円の減。歳出合計 2,000 千円の減。計 147,083 千円。

続きまして、補正予算説明書の 111 ページをご覧ください。歳出、1款1項1目下水道維持管理費 2,000 千円の減。これは、浄化センター等の維持管理費の委託料の実績によります減額でございます。

次に 107 ページをご覧ください。歳入、1款1項1目下水道事業分担金 300 千円。これは下水

道分担金実績による増額でございます。2款1項1目下水道使用料944千円。これは、今年度の実績見込みによるものです。4款1項1目他会計繰入金7,349千円の減。これは、歳出の維持費の減額、歳入の繰越金の増額等による一般繰入金の減額分でございます。5款1項1目繰越金4,105千円の増。これは前年度繰越金の精算によるものです。以上で、公共下水道事業特別会計を終わります。

続きまして、補正予算書の27ページをご覧ください。議案第22号平成30年度東栄町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について。平成30年度東栄町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成31年3月5日提出、東栄町長 村上孝治。

平成30年度東栄町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）。すみません、訂正をお願いします。平成30年度の誤りです。平成30年度東栄町農業集落排水特別会計補正予算。すみません、これも誤りです。訂正をお願いします。第3号。失礼しました。平成30年度東栄町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,947千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,924千円とする。2、歳入歳出予算に歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、1款分担金及び負担金300千円の減。4款繰入金3,840千円の減。5款繰越金2,193千円の増。歳入合計1,947千円の減。計28,924千円。

歳出、1款農業集落排水事業費1,947千円の減。歳出合計1,947千円の減。計28,924千円。

続きまして、補正予算書の説明書の118ページをご覧ください。歳出、1款1項1目農業集落排水維持管理費 補正額1,947千円の減。13節の浄化センター等維持管理委託料、農業集落排水施設整備構想策定業務ともに請負費残額の精算です。14,747千円の減額となりました。

115ページをご覧ください。歳入、1款1項1目農業集落排水事業分担金 補正額300千円の減。これは、本年の加入見込みがないためでございます。4款1項1目一般会計繰入金3,840千円の減。これは、農業集落排水維持管理費の減及び繰越金の増に伴い、一般分の繰入金の減となりました。5款1項1目繰越金2,193千円。前年度繰越金の精算によるものでございます。以上で、農業集落排水の説明を終わらせていただきます。

#### 議長（伊藤芳孝君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入りますが、質疑は議案ごとに行います。

はじめに、議案第20号『平成30年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について』の質疑を行います。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の97ページから103ページまでです。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第20号の質疑を打ち切ります。次に、議案第21号『平成30年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について』の質疑を行います。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の107ページから111ページまでになります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、以上で議案第 21 号の質疑を打ち切ります。次に、議案第 22 号『平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号) について』の質疑を行います。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 115 ページから 118 ページまでになります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、以上で議案第 22 号の質疑を打ち切ります。

---

### 議案第 23 号

---

議長 (伊藤芳孝君)

次に、日程第 27、議案第 23 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算 (第 5 号) について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、病院事務長」の声あり)

はい、病院事務長。

**病院事務長 (伊藤知幸君)**

議案第 23 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算 (第 5 号) について。平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算 (第 5 号) 案を別紙のとおり提出するものとする。平成 31 年 3 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

1 枚おめくりください。平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算 (第 5 号)。第 1 条、平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算 (第 5 号) は次に定めるところによる。第 2 条、平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。収入、第 1 款病院事業収益 補正額 51,133 千円減、計 736,114 千円。支出、第 1 款病院事業費用 補正額 51,133 千円の減。計 736,114 千円。第 3 条、予算第 6 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。(1) 職員給与費 37,277 千円減。計 452,667 千円。(2) 交際費 補正額 94 千円の減。計 0 円。第 4 条、予算第 7 条に定めた他会計からの補助金を次のとおり補正する。一般会計負担金、運営費補てん金 補正額 10,185 千円減。計 298,845 千円。

それでは、7 ページまでお願いします。支出、1 款 1 項 1 目給与費 補正額 37,277 千円減。こちらにつきましては、人件費でございまして、実績見込み、退職に伴う減がほとんどでございしますが、医療技術員給の 62 千円の増につきましては、1 名昇格した関係の増ということでございます。それから、臨時職員等の手当 131 千円の増につきましては、時間外手当の不足分ということで増となっております。それから、1 款 1 項 2 目材料費 90 万円の減。薬品費につきましては、患者減に伴う薬品費の実績見込みということで 2,000 千円の減。給食材料費につきましては、材

料費の値上がり分ということで1,100千円の増額ということでございます。3目経費2,843千円の増ということでございますが、福利厚生費から消耗備品費につきましては、実績見込みの減でございます。光熱水費の526千円の増は、水道料の漏水による増ということでございます。燃料費につきましては、ガソリンと重油の値上がり分ということで1,216千円でございます。修繕費につきましては、保守料が868千円の増ということと、固定資産の修理費が260千円の増ということでございます。賃借料につきましては借地料90千円の増。それから寝具のリース代が60千円の増。それから酸素のリース料1,631千円でございます。通信運搬費につきましては、電話料の実績残ということで2,576千円の減。それから、委託料につきましては、日赤ドクターの派遣委託分が増ということで987千円増でございます。公債費につきましては、実績残ということで94千円の減でございます。次のページに移りまして、6目資産減耗費13千円の増ということで、肺機能測定装置の更新による固定資産除却費の増ということでございます。6目研究研修費360千円の減。これは、図書費の実績残ということで360千円の減でございます。7目在宅医療サポートセンター費6,500千円の減。これは人件費と事業費で、これは未実施ということで、この部分が皆減ということでございます。2項2目患者外給食材料費100千円の増。これは患者外給食材料ということで職員分の材料の値上がり分ということでございます。3目雑損失、これは積算上の実績見込みということで6,860千円の減。それから、4目消費税2,192千円の減ですが、これは消費税分が皆減ということで0でございます。

それでは、戻っていただいて6ページをお願いします。収入です。1款1項一目入院収益23,200千円の減。これは実績見込みに伴う減ということでございます。2目外来収益4,931千円の減。これも実績見込みに伴う減ということでございます。3目その他医業収益4,310千円の減。これにつきましても、公衆衛生活動収益が778千円の減とその他営業収益ということですが、文書料それから患者食事負担金等で3,532千円の減でございます。2項3目補助金71千円の増。これは病院群輪番制補助金の実績見込みによる増でございます。4目一般会計負担金10,185円の減。運営費補てん金の実績見込みによる減でございます。5目患者外給食収益101千円の減。職員給食収益分の減ということで101千円でございます。7目その他医業外収益8,477千円の減。これは在宅サポートセンターの補助の6,500千円減と、あとはその他で医師等派遣で2,456千円の減ということでございます。以上で説明を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

議案第23号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「収益的収入及び支出」全般についてお願いします。東栄病院事業特別会計補正予算説明書の6ページから8ページになります。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（森田昭夫君）

1つ質問をしておきます。8ページの1番最後のところだったかな。2の患者外給食材料費が言ってみれば10万円増えたわけですね。年間170万の材料費を買っているわけです。一方では、前の6ページの患者外給食収益が逆に10万円減っている。患者は減っている、言ってみればいろんなものが減っている中で、もちろん収入も減っている中で、この材料費だけが上がって

いると。これつじつまが合わないんですが、何が原因なのか原因は掴んでいますか。

（「議長、病院事務長」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、病院事務長。

**病院事務長（伊藤知幸君）**

細かくはちょっと確認していませんが、材料費が上がったという部分しかちょっと分かりません。

（「議長、4番」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、4番。

**4番（森田昭夫君）**

これ審議は多分委員会の方でやられるでしょうから、私はそこに属していませんけども、しっかり委員会の中で審議していただきたいんですが、余りにもつじつまが合わない。しかも10万円という食材費。余りにもでかいじゃないのかなと。それから年間170万の食材を使って、いわゆる調理場を使って料理をするわけですよ。1食当たりいったいいくらなのか。1食当たりいくらかかって、いくらいただいているのか。いわゆる患者外の給食ですよ。患者さんの給食とは違うんですよ。余りにもつじつまが合わない、おかしな数字になっちゃってる。一度また委員会でもきっちり正確に説明ができるようにしていただければ、私は残念ながらその委員会に属していませんけども、また委員会の結果を聞かせたいと思います。

**議長（伊藤芳孝君）**

他はよろしいですか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で議案第23号の質疑を打ち切ります。

---

## 議案第24号

---

**議長（伊藤芳孝君）**

次に、平成31年度の一般会計、各特別会計の当初予算関係議案に入りますが、8日（金）に予算特別委員会を予定しておりますので、本日はどうしてもお聞きしたいと思う項目に限ってのみ、お願いをいたします。

始めに、日程第28、議案第24号『平成31年度東栄町一般会計予算について』の件を議題といたします。予算内容の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

### 副町長（伊藤克明君）

それでは、当初予算説明書において説明させていただきますが、当初予算の内容につきましては、2月28日の全員協議会で説明をさせていただいておりますので、本日本につきましては、一般会計特別会計とも、予算の上程のみということでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。議案第24号平成31年度東栄町一般会計予算について。平成31年度東栄町一般会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成31年3月5日提出、東栄町長 村上孝治。

平成31年度東栄町一般会計予算。平成31年度東栄町一般会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,139,000千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。第3条、地方自治法235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は500,000千円と定める。

歳出予算の流用。第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算。歳入、1款町税316,039千円。2款地方譲与税34,698千円。3款利子割交付金300千円。4款配当割交付金1,100千円。5款株式等譲渡所得割交付金800千円。6款地方消費税交付金60,000千円。7款自動車取得税交付金6,400千円。8款地方特例交付金1千円。9款地方交付税1,630,001千円。10款交通安全対策特別交付金1千円。11款分担金負担金34,091千円。12款使用料及び手数料79,133千円。13款国庫支出金118,412千円。14款県支出金193,676千円。15款財産収入12,780千円。16款寄附金10,461千円。17款繰入金257,064千円。18款繰越金100,000千円。19款諸収入111,143千円。20款町債173,900千円。歳入合計3,139,000千円。

歳出、1款議会費49,667千円。2款総務費545,593千円。3款民生費628,169千円。4款衛生費520,189千円。5款農林水産業費258,481千円。6款商工費91,251千円。7款土木費211,488千円。8款消防費209,527千円。9款教育費211,333千円。10款災害復旧費16千円。11款公債費389,309千円。12款諸支出金19,378千円。13款予備費4,599千円。歳出合計3,139,000千円。

第2表 地方債。起債の目的、限度額を読み上げます。臨時財政対策債79,000千円。おいでん家事業14,000千円。かんがい排水整備事業1,900千円。林道下モ山線舗装工事3,400千円。林道節沢線改良工事3,400千円。林道反沢線改良工事2,800千円。林道小田山登線舗装工4,800千円。林道稲目平釜沢線改良工事4,500千円。林道峯地線改良工事2,800千円。林道小田山登線改良工事6,800千円。林道よらき線舗装工事3,300千円。林道名倉線改良工事2,800千円。林道駒久保線改良工事2,000千円。町道毛合線改良工事3,900千円。町道東園目赤羽根線災害防除工事2,900万円。町道西菌目坪沢線舗装修繕工事4,900千円。橋梁補修工事12,600千円。公共下水道長寿命化事業9,000千円。小型動力ポンプ1,300千円。小型動力ポンプ付積載車7,800千円、計

173,900 千円。起債の方法利率償還の方法につきましては、記載のとおりであります。以上であります。よろしくお願いいたします。

**議長（伊藤芳孝君）**

議案第 24 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。一般会計予算の「歳出」全般についてお願いします。予算説明書の 42 ページから 189 ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、次一般会計予算の「歳入」全般についてお願いします。予算説明書の 4 ページから 41 ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、以上で議案第 24 号の質疑を打ち切ります。

## ----- 議案第 25・26 号 -----

**議長（伊藤芳孝君）**

ここでお諮りします。日程第 29、議案第 25 号『平成 31 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について』、日程第 30、議案第 26 号『平成 31 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について』の 2 案件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（伊藤芳孝君）**

はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 25 号と議案第 26 号を一括議題といたします。予算内容の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

**住民福祉課長（原田英一君）**

それでは、9 ページからお願いをいたします。議案第 25 号 平成 31 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について。平成 31 年度東栄町国民健康保険特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成 31 年 3 月 5 日提出。東栄町長 村上孝治。

平成 31 年度東栄町国民健康保険特別会計予算。平成 31 年度東栄町国民健康保険特別会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 372,517 千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は40,000千円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算。歳入、1款国民健康保険料64,327千円。2款使用料及び手数料10千円。3款県支出金272,898千円。4款財産収入1千円。5款繰入金33,161千円。6款繰越金2,106千円。7款諸収入13千円。8款町債1千円。歳入合計372,517千円。

歳出、1款総務費5,168千円。2款保険給付費254,603千円。3款国民健康保険事業費納付金107,500千円。4款共同事業拠出金1千円。5款保健事業費3,127千円、6款基金積立金1千円。7款公債費2千円、8款諸支出金115千円。9款予備費2,000千円、歳出合計372,517千円。

続きまして15ページをお願いいたします。議案第26号 平成31年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について。平成31年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出するものとする。平成31年3月5日提出、東栄町長 村上孝治。

平成31年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算。平成31年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ129,462千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000千円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算。歳入、1款後期高齢者医療保険料40,499千円。2款使用料及び手数料2千円。3款繰入金88,904千円。4款繰越金1千円。5款諸収入56千円。歳入合計129,462千円。

歳出、1款総務費4,057千円。2款後期高齢者医療広域連合納付金66,865千円。3款後期高齢者医療費57,987千円。4款諸支出金53千円。5款予備費500千円。歳出合計129,462千円。

議長（伊藤芳孝君）

議案第25号、議案第26号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

始めに、議案第25号の質疑を行います。国民健康保険特別会計予算の「歳入」「歳出」全般についてお願いします。当初予算説明書の198ページから227ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第25号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第26号の質疑を行います。後期高齢者医療特別会計予算の「歳入」「歳出」全般についてお願いします。当初予算説明書の232ページから241ページになります。質疑はございませんか。

（なし）の声あり

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 26 号の質疑を打ち切ります。

ここで、会議時間の延長についてでございますが、時間は議事の都合によりまして、午後 6 時まで延長したいと思います。これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ありがとうございます。ご異議ないものと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたします。

### ----- 議案第 27～29 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

続けて、日程第 31、議案第 27 号『平成 31 年度東栄町簡易水道特別会計予算について』、日程第 32、議案第 28 号『平成 31 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について』、日程第 33、議案第 29 号『平成 31 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について』の 3 案件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 27 号から議案第 29 号までを一括議題とします。予算内容の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

はい、事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

予算書の 19 ページをご覧ください。議案第 27 号 平成 31 年度東栄町簡易水道特別会計予算について。平成 31 年度東栄町簡易水道特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成 31 年 3 月 5 日提出。東栄町長 村上孝治。

平成 31 年度東栄町簡易水道特別会計予算。平成 31 年度東栄町簡易水道特別会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 121,048 千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

地方債。第 2 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の記載の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

一時借入金。第 3 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

歳出予算の流用。第4条、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額も金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に利用することができる。

第1表 歳入歳出予算。歳入、第1款分担金及び負担金 216 千円、2 款使用料及び手数料 59,299 千円。3 款繰入金 58,532 千円。4 款繰越金 3,000 千円。5 款諸収入 1 千円。歳入合計 121,048 千円。

歳出、1 款総務費 8,296 千円。2 款簡易水道事業費 64,376 千円。3 款公債費 47,376 千円。4 款予備費 1,000 千円。歳出合計 121,048 千円。

続いて、予算書の23ページをご覧ください。議案28号 平成31年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について。平成31年度東栄町公共下水道事業特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成31年3月5日提出、東栄町長 村上孝治。

平成31年度東栄町公共下水道事業特別会計予算。平成31年度東栄町公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ140,518千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第30条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。第3条、地方自治法（昭和22年法律第67号）235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は50,000千円と定める。

歳出予算の流用。第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算。歳入、1 款分担金及び負担金 901 千円。2 款使用料及び手数料 40,265 千円。3 款国庫支出金 27,400 千円。4 款繰入金 69,951 千円。5 款繰越金 3,000 千円。6 款諸収入 1 千円。7 款下水道建設債 9,000 千円、歳入合計 140,518 千円。

歳出、1 款下水道事業費 80,002 千円。2 款公債費 59,516 千円。3 款予備費 1,000 千円。歳出合計 140,518 千円。

第2表 地方債。起債の目的、公共下水道長寿命化事業。限度額 9,000 千円。起債の方法は、証書借入であります。利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

続いて、予算書の29ページをご覧ください。議案第29号 平成31年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について。平成31年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成31年3月5日提出、東栄町長 村上孝治。

平成31年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算。平成31年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ27,602千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000千円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項

の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費はそう後に流用することができる。

第1表 歳入歳出予算。歳入、1款分担金及び負担金 301 千円。2款使用料及び手数料 4,506 千円。3款繰入金 21,794 千円。4款繰越金 1,000 千円。5款諸収入 1 千円。歳入合計 27,602 千円。

歳出、1款農業集落排水事業費 16,950 千円。2款公債費 9,652 千円。3款予備費 1,000 千円。  
歳出合計 27,602 千円

以上で、事業課関連の特別会計の説明を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

議案第27号から議案第29号までの説明が終わりました。これより質疑に入ります。

始めに、議案第27号の質疑を行います。簡易水道特別会計予算の「歳入」「歳出」全般についてお願いします。当初予算説明書の246ページから256ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第27号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第28号の質疑を行います。公共下水道事業特別会計予算の「歳入」「歳出」全般について、お願いします。当初予算説明書の266ページから275ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第28号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第29号の質疑を行います。農業集落排水事業特別会計予算の「歳入」「歳出」全般について、お願いします。当初予算説明書の284ページから291ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

---

## 議案第30号

---

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第34、議案第30号『平成31年度東栄医療センター特別会計予算について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、病院事務長」の声あり）

はい、病院事務長。

### 病院事務長（伊藤知幸君）

議案第 30 号 平成 31 年度東栄医療センター特別会計予算について。平成 31 年度東栄医療センター特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成 31 年 3 月 5 日提出、東栄町長 村上孝治。

1 枚おめくりください。平成 31 年度東栄医療センター特別会計予算。平成 31 年度東栄医療センター特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 656,921 千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。第 2 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 50,000 千円と定める。

歳出予算の流用。第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定による歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算。歳入、1 款診療収入 358,039 千円。2 款使用料及び手数料 3,574 千円。3 款国庫支出金 1 千円。4 款県支出金 1 千円。5 款繰入金 290,477 千円。6 款繰越金 1 千円。7 款諸収入 4,827 千円。8 款町債 1 千円。歳入合計 656,921 千円。

次のページをお願いします。歳出、1 款総務費 498,758 千円。2 款医業費 134,848 千円。3 款公債費 18,315 千円。4 款予備費 5,000 千円。歳出合計 656,921 千円。

それから、本日お配りしました平成 31 年度当初予算 予算額前年度比較資料ということでお配りさせていただきましたけども、これにつきましては、歳入歳出の目ごとで本年度予算と前年度予算、前年度予算は公営企業会計になっておりますので、本年度予算とほぼ同等の費目を照らし合わせまして比較をしております。説明のところに増減内容について起債をさせていただいておりますので、参考にしていただきたいと思っております。なお、歳入部分につきましては、入院収入と外来収入につきましては、目での比較ができませんので、項の比較という形で作らせていただいておりますので、そういう形をお願いします。以上でございます。

### 議長（伊藤芳孝君）

議案第 30 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。東栄医療センター特別会計予算の「歳入」「最終」全般について、お願いします。予算説明書の 300 ページから 319 ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

### 議長（伊藤芳孝君）

以上で、議案第 30 号の質疑を打ち切ります。

それからただいま説明のあった比較資料のことについてはよろしいですか。

（「なし」の声あり）

### 議長（伊藤芳孝君）

はい、わかりました。

## 議案第 31～36 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、各財産区特別会計予算の審議でございますが、ここでお諮りいたします。日程第 35 議案第 31 号から、日程第 40 議案第 36 号までの『平成 31 年度各財産区特別会計予算について』の 6 案件につきましては、一括議題とすると共に説明を省略したいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認め、説明を省略いたします。ただちに 6 案件全般についての質疑に入ります。各財産区特別会計予算の「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で質疑を打ち切ります。

## 議案第 37 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 40、議案第 37 号『東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議案の提出について』の件を議題といたします。提出者から説明を求めます。

（「議長、8 番」の声あり）

8 番、議会運営委員長。

8 番（柴田吉夫君）

議案第 37 号。東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出について。東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議案を次のとおり提出するものとする。平成 31 年 3 月 5 日提出。提出者、東栄町議会議員 柴田吉夫。賛成者、東栄町議会議員 加藤彰男。

東栄町議会予算特別委員会設置に関する決議（案）の提出について。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条により特別委員会を設置し、同法第 98 条第 1 項に係る事項を当委員会に付託するものとする。記。1 名称、東栄町議会予算特別委員会。設置の根拠、地方自治法第 109 条及び東栄町議会委員会条例第 4 条による。目的、東栄町一般会計予算及び東栄町各特別会計予算の審査を行なう。委員の定数、9 名。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 37 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。  
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより議案第 37 号の件を採決いたします。お諮りいたします。  
本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。  
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 37 号『東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議案の提出について』の件は原案のとおり可決されました。

---

## 委員会付託

議長（伊藤芳孝君）

以上で、本日上程されました案件の審議が日程どおりすべて終了いたしました。ここでお諮りいたします。本日上程されました案件の内、本日議了いたしました 10 案件を除く 25 案件につきましては、「所管の常任委員会」及び「予算特別委員会」に付託したいと思っております。ただ今から事務局に付託表を配布させますのでよろしくお願ひいたします。

付託表の配布
--------

お諮りいたします。ただ今お配りした「付託表」のとおり、各委員会に付託することに、ご異議はございませんか。  
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、お手元にご配布いたしました付託表のとおり「各常任委員会」及び「予算特別委員会」に付託することに決定いたしましたので、よろしくご審議をお願い致します。

また、会期中の会議日程もこの議会の冒頭で議決を頂いたとおりでございますので、それぞれご出席をお願い申し上げます。

---

## 散 会

議長（伊藤芳孝君）

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。  
本日はこれにて散会といたします。